

令和7年度 教育委員会 第4回定例会 議案

1 日 時 令和7年5月21日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

（1）開 会

（2）議 案

＜非＞第1号議案	令和7年度静岡県教員育成協議会委員の委嘱	…非
＜非＞第2号議案	静岡県立中央図書館協議会の委員の任命	…非
＜非＞第3号議案	教職員の懲戒処分	…非
＜非＞第4号議案	教職員の懲戒処分	…非
＜非＞第5号議案	教職員の懲戒処分	…非

（3）報告事項

（4）閉 会

第4回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	静岡県立ふじのくに中学校の令和8年度入学者募集	P1
<非> 配付 報告 1	令和6年度静岡県子どもいじめ防止条例に基づく施策の実施状況	非
<非> 配付 報告 2	令和6年度家庭教育を支援するための施策の実施状況	非

静岡県立ふじのくに中学校の令和 8 年度入学者募集

(義務教育課)

1 趣旨

静岡県立ふじのくに中学校について、別紙のとおり入学者募集要項を定め、以下の手順により入学者を募集・決定する。

2 入学者募集から決定までの日程等

内容		実施日等
入学者募集の周知	・ふじのくに中学校ホームページに募集要項等掲載 ・募集チラシ・ポスターを各市町教育委員会、関係団体等に配布	令和 7 年 5 月 23 日 (金) ～10 月 31 日 (金)
支援者向け説明会	・入学希望支援者を対象	磐田本校/三島教室 各教場にて日程を調整
入学希望者説明会	・入学希望者を対象	磐田本校/三島教室 各教場にて日程を調整
体験授業・ 入学希望者説明会	・入学希望者を対象	磐田本校/三島教室 各教場にて日程を調整
入学願書の受付	・郵送又は持参	令和 7 年 10 月 27 日 (月) ～10 月 31 日 (金)
入学希望者面接	・入学資格及び配慮事項等の確認	磐田本校/三島教室 11 月中旬～11 月下旬
入学者の決定	・入学予定者に対し、入学許可通知書を送付	12 月上旬

3 外国人受験者への配慮

- ・ふじのくに中学校の目的は中学校の学びの提供であり、日本語の習得だけを目的とはしない。そのため、やさしい日本語による教科学習が中心となる。
- ・このことを理解した上で入学を希望する者については、日本語能力に関わらず、入学を認めることとしており、外国人の入学者希望者に対しては次の配慮を行う。

- (1) 募集要項の漢字にルビを振る。
- (2) ふじのくに中学校のホームページ上に、やさしい日本語版の募集要項及び申込み手順を記載する。併せて、日本語を含め 8 か国（英語、スペイン語、タガログ語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ポルトガル語）の入学者願書記入例を記載する。
- (3) 入学希望者説明会や入学希望者面接において、通訳同伴での参加を可とするとともに、やさしい日本語による説明を行う。また、入学希望者面接では、自動翻訳機を用意する。

しずおかけんりつ ちゅうがっこう れいわ ねんど ねんど にゅうがくしゃ
静岡県立ふじのくに中学校 令和8年度(2026年度) 入学者

ぼしゅうようこう
募集要項

にほんごばん
(やさしい日本語版)

1 しずおかけんりつ ちゅうがっこう がくしゅう もくてき
静岡県立ふじのくに中学校における学習の目的

いろいろな理由で、小学校や中学校を卒業できなかった人や、ほとんどの学校に通えないまま中学校を卒業した人が、中学校の勉強をするための学校です。中学校の勉強をする場です。日本語の勉強だけをすることはできません。

2 ちゅうがっこう いわたほんこう
ふじのくに中学校 磐田本校があるところ

じゅうしょ しずおかけん いわたしなかいずみ ちょうめ
住所：静岡県磐田市中泉1丁目6-16
てんびょう かい
天平のまち3階

3 にゅうがく へんにゅうがくしかく ちゅうがっこう はい
入学・編入学資格(ふじのくに中学校に入ることができる人)

つぎ こうもく あ ひと
次の項目すべてに当てはまる人

- しずおかけん す ひと
・静岡県に住んでいる人
- れいわ ねん ねん がつ にち さいいじょう ひと
・令和8年(2026年)4月1日に15歳以上になっている人
(平成23年(2011年)4月1日より前に生まれた人)
- にほん がいこく しょうがっこう ちゅうがっこう そつぎょう ひと じゅうぶん
・日本や外国で小学校や中学校を卒業できなかった人や、十分な勉強ができないまま中学校を卒業した人
- がいこくせき ひと ばあい げんそく ざいりゅうか ひと
・外国籍の人の場合、原則、在留カードを持っている人
(在留資格が留学ではない人)

※へんにゅうがく ねんせい ねんせい ねんせい にゅうがく
編入学(1年生ではなく、2年生や3年生として入学すること)

はできますが、へんにゅうがく ばあい ほか じょうけん
はありますが、編入学の場合は、この他にも条件があります。詳しくは、ふじのくに中学校へ連絡してください。

※ちゅうがっこう しゅつがん もう こ ばあい こうこう
ふじのくに中学校に出願(申し込み)した場合でも、高校にも出願することができます。

4 通学区域

静岡県のどこに住んでいる人でも入ることができます。

5 入学までの流れ

(1) 出願期間

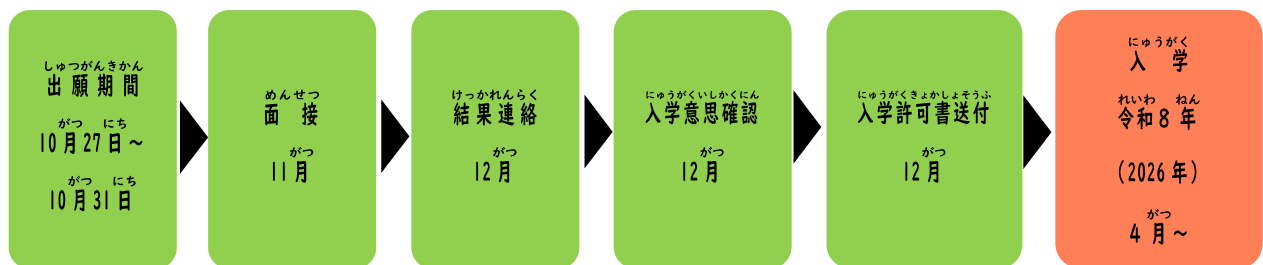
令和7年10月27日(月)から令和7年10月31日(金)まで

ア 持っていく場合

午前10時45分から午後8時45分まで(土曜日と日曜日を除く)

イ 郵便の場合

令和7年10月31日(金)までに郵便局の窓口から出します。



(2) 志願方法 (入学したいときの方法)

- ・磐田本校に必要な書類を持っていくか、郵便で出します。
- ・郵便で出す場合には、出す前に、磐田本校に電話をします。そのあと、必ず郵便局窓口から簡易書留で出します。
- ・書類を持っていくときにかかるお金や、郵便で出すときにかかるお金は、自分で払います。

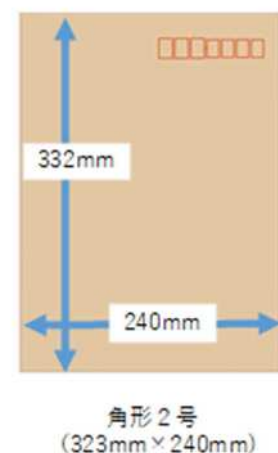
(3) 提出物 (必要書類)

次のアからオまでの書類を、角形2号
(323mm×240mm)の封筒に入れます。出願
封筒用宛名ラベル(郵便番号、住所、氏名を
書いてください。)を貼って出します。郵便で
送る場合には、530円分の切手を貼り、必ず
郵便局窓口から簡易書留で出します。

ア 入学願書(様式第1号の2)

イ 面接資料(様式第2号)

ウ 住民票(原本)(1通) ※日本国籍の人だけ

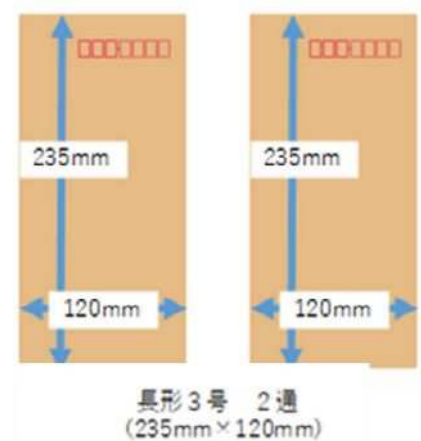


- ・ 3 か月以内に取得したもの
- ・ 次のことは、住民票に書いてもらう必要はありません。

本籍、本人以外の情報、マイナンバー（個人情報）、
住民票コード、世帯主／続柄

- エ 在留カード（表と裏）の写し ※外国籍の人だけ
オ 返信封筒（2通）

長形 3 号封筒（235mm × 120mm）に
返信封筒用宛名ラベル（郵便番号、
住所、氏名を書きます。）と 460 円分
の切手を貼ります。



※編入学の場合は、追加で必要な書類があります。詳しくは、ふ
じのくに中学校へ連絡してください。

(4) 書類の準備について

書類の様式や宛名ラベルは、静岡県立ふじのくに中学校
ホームページからダウンロードすることができます。また、
静岡県 教育委員会義務教育課、磐田本校（天平のまち 3 階
職員室）にも書類が置いてあります。

(5) 障害のある志願者に対する配慮

障害があるために、気をつけてほしいことがある人は、面接
資料（様式第 2 号）の「5 学校に知ってほしいことや、学校の
ことで心配なこと」に、「どのようなことに気をつけてほしい
か」と「そのわけ」を書きます。

(6) 住所の変更

入学願書を出した後で、住所が変わったときには、磐田本校に
電話か電子メールで連絡します。

6 面接

(1) 面接をする場所

磐田本校

(2) 面接方法と内容

面接の時間は20分くらいです。

入学資格を確かめます。入学した後の目標などを聞きます。

(3) 面接をする日

磐田本校から連絡があります。

7 入学者の決定

(1) 面接の結果の連絡

磐田本校から連絡があります。

(2) 入学する気持ちの確認

- 面接結果通知書で入学資格があると認められた人は、面接結果通知書と一緒に送られる入学意思確認書（様式第3号）に必要なことを書いて、磐田本校へ持っていくか郵便で出します。
- 郵便で出す場合には、出す前に、磐田本校に電話をします。そのあと、必ず郵便局窓口から簡易書留で出します。
- 書類を持っていくときにかかるお金や、郵便で出すときにかかるお金は、自分で払います。

(3) 入学許可通知書の送付

入学意思確認書を出した人には、入学許可通知書を郵便で送ります。

8 入学するのを辞めるとき

入学意思確認書を出した後、どうしても入学することができなくなったときには、磐田本校に電話か電子メールで連絡します。

9 問い合わせ先

(1) 静岡県教育委員会 義務教育課

住 所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
(静岡県庁 西館 7 階)

電話番号 (054) 221-2828

ファクシミリ番号 (054) 221-3558

電子メールアドレス kyoui_gimu@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 静岡県立ふじのくに中学校 磐田本校

住 所 〒438-0078 磐田市中泉1-6-16

天平のまち 3 階

電話番号 (0538) 37-3003

ファクシミリ番号 (0538) 37-7000

電子メールアドレス fujinokuni-j@edu.pref.shizuoka.jp

静岡県立ふじのくに中学校ホームページ URL

<https://fujinokuni-jhs.jp>



しずおかけんりつ ちゅうがっこう れいわ ねんど ねんど にゅうがくしゃ
静岡県立ふじのくに中学校 令和8年度(2026年度) 入学者

ぼしゅうようこう
募集要項

にほんごばん
(やさしい日本語版)

1 しずおかけんりつ ちゅうがっこう がくしゅう もくてき
静岡県立ふじのくに中学校における学習の目的

いろいろな理由で、小学校や中学校を卒業できなかった人や、ほとんどの学校に通えないまま中学校を卒業した人が、中学校の勉強をするための学校です。中学校の勉強をする場です。日本語の勉強だけをすることはできません。

2 ちゅうがっこう みしまきょうしつ
ふじのくに中学校 三島教室があるところ

じゅうしょ しずおかけん みしましぶんきょうちよう ちょうめ
住所：静岡県三島市文教町1丁目3-93

しずおかけんりつ みしまちようりようこうとうがっこう かい
静岡県立三島長陵高等学校6階

3 にゅうがく へんにゅうがくしかく ちゅうがっこう はい
入学・編入学資格(ふじのくに中学校に入ることができる人)

つぎ こうもく あ ひと
次の項目すべてに当てはまる人

- しずおかけん す ひと
・静岡県に住んでいる人
- れいわ ねん ねん がつ にち さいいじょう ひと
・令和8年(2026年)4月1日に15歳以上になっている人
(平成23年(2011年)4月1日より前に生まれた人)
- にほん がいこく しょうがっこう ちゅうがっこう そつぎょう ひと じゅうぶん
・日本や外国で小学校や中学校を卒業できなかった人や、十分な勉強ができないまま中学校を卒業した人
- がいこくせき ひと ばあい げんそく ざいりゅうか ひと
・外国籍の人の場合、原則、在留カードを持っている人
(在留資格が留学ではない人)

へんにゅうがく ねんせい ねんせい ねんせい にゅうがく
※編入学(1年生ではなく、2年生や3年生として入学すること)

へんにゅうがく ばあい ほか じょうけん
はできますが、編入学の場合は、この他にも条件があります。詳しくは、ふじのくに中学校へ連絡してください。

ちゅうがっこう しゅつがん もう こ ばあい こうこう
※ふじのくに中学校に出願(申し込み)した場合でも、高校にも出願することができます。

4 通学区域

静岡県のどこに住んでいる人でも入ることができます。

5 入学までの流れ

(1) 出願期間

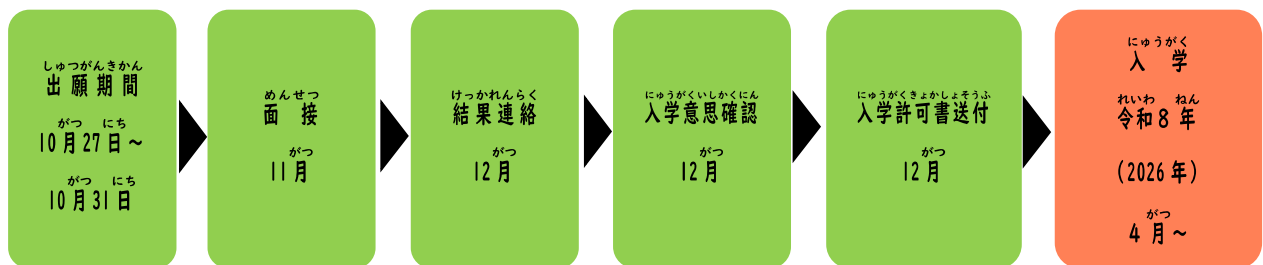
令和7年10月27日(月)から令和7年10月31日(金)まで

ア 持っていく場合

午前10時45分から午後8時45分まで(土曜日と日曜日を除く)

イ 郵便の場合

令和7年10月31日(金)までに郵便局の窓口から出します。



(2) 志願方法 (入学したいときの方法)

- 三島教室に必要な書類を持っていくか、郵便で出します。
- 郵便で出す場合には、出す前に、三島教室に電話をします。そのあと、必ず郵便局窓口から簡易書留で出します。
- 書類を持っていくときにかかるお金や、郵便で出すときにかかるお金は、自分で払います。

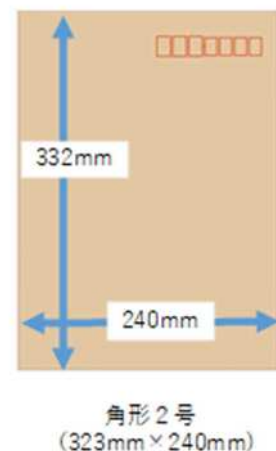
(3) 提出物 (必要書類)

次のアからオまでの書類を、角形2号(323mm×240mm)の封筒に入れます。出願封筒用宛名ラベル(郵便番号、住所、氏名を書いてください。)を貼って出します。郵便で送る場合には、530円分の切手を貼り、必ず郵便局窓口から簡易書留で出します。

ア 入学願書 (様式第1号の2)

イ 面接資料 (様式第2号)

ウ 住民票 (原本) (1通) ※日本国籍の人だけ

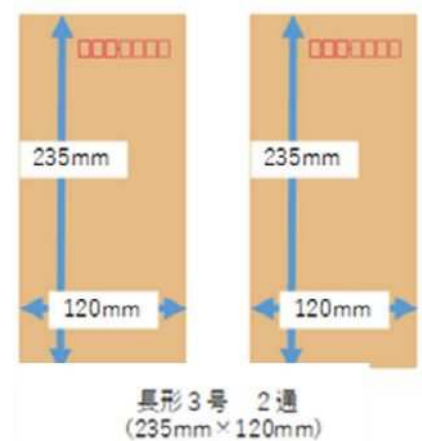


- ・ 3 か月以内に取得したもの
- ・ 次のことは、住民票に書いてもらう必要はありません。

本籍、本人以外の情報、マイナンバー（個人情報）、
住民票コード、世帯主／続柄

- エ 在留カード（表と裏）の写し ※外国籍の人だけ
オ 返信封筒（2通）

長形 3 号封筒（235mm × 120mm）に
返信封筒用宛名ラベル（郵便番号、
住所、氏名を書きます。）と 460 円分
の切手を貼ります。



※編入学の場合は、追加で必要な書類があります。詳しくは、ふ
じのくに中学校へ連絡してください。

(4) 書類の準備について

書類の様式や宛名ラベルは、静岡県立ふじのくに中学校
ホームページからダウンロードすることができます。また、
静岡県 教育委員会義務教育課、三島教室（県立三島長陵高等
学校 6 階 職員室）にも書類が置いてあります。

(5) 障害のある志願者に対する配慮

障害があるために、気をつけてほしいことがある人は、面接
資料（様式第 2 号）の「5 学校に知ってほしいことや、学校の
ことで心配なこと」に、「どのようなことに気をつけてほしい
か」と「そのわけ」を書きます。

(6) 住所の変更

入学願書を出した後で、住所が変わったときには、三島教室に
電話か電子メールで連絡します。

6 面接

(1) 面接をする場所

三島教室

(2) 面接方法と内容

面接の時間は20分くらいです。

入学資格を確かめます。入学した後の目標などを聞きます。

(3) 面接をする日

三島教室から連絡があります。

7 入学者の決定

(1) 面接の結果の連絡

三島教室から連絡があります。

(2) 入学する気持ちの確認

- 面接結果通知書で入学資格があると認められた人は、面接結果通知書と一緒に送られる入学意思確認書（様式第3号）に必要なことを書いて、三島教室へ持っていくか郵便で出します。
 - 郵便で出す場合には、出す前に、三島教室に電話をします。そのあと、必ず郵便局窓口から簡易書留で出します。
 - 書類を持っていくときにかかるお金や、郵便で出すときにかかるお金は、自分で払います。
- ### (3) 入学許可通知書の送付
- 入学意思確認書を出した人には、入学許可通知書を郵便で送ります。

8 入学するのを辞めるとき

入学意思確認書を出した後、どうしても入学することができなくなったときには、三島教室に電話か電子メールで連絡します。

9 問い合わせ先

(1) 静岡県教育委員会 義務教育課

住 所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
(静岡県庁 西館 7 階)

電話番号 (054)221-2828

ファクシミリ番号 (054)221-3558

電子メールアドレス kyoui_gimu@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 静岡県立ふじのくに中学校 三島教室

住 所 〒411-0033 三島市文教町1-3-93

三島長陵高等学校 6 階

電話番号 (055)986-3003

ファクシミリ番号 (055)986-3700

電子メールアドレス fujinokuni-j@edu.pref.shizuoka.jp

静岡県立ふじのくに中学校ホームページ URL

<https://fujinokuni-jhs.jp>



令和 7 年 5 月 21 日

(件 名)

令和 6 年度静岡県子どもいじめ防止条例に基づく施策の実施状況

(教育政策課)

このことについて、静岡県子どもいじめ防止条例第 17 条に基づき、別冊のとおり、令和 7 年 6 月議会に報告する。

1 静岡県子どもいじめ防止条例

いじめ防止対策推進法の趣旨にのっとり、社会総がかりでいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる環境づくりに寄与することを目的に、平成 28 年 12 月に公布、施行された。

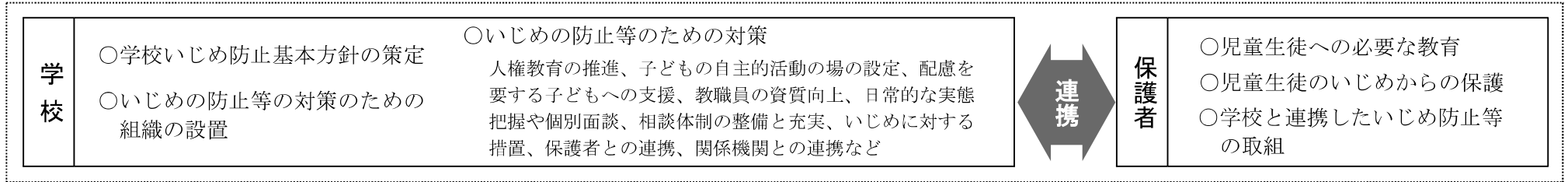
第 17 条 知事は、毎年度、いじめの防止等のための施策の実施状況について議会へ報告しなければならない。

2 報告内容

- (1) 静岡県におけるいじめの防止等のための対策【教育政策課】
- (2) 公立小・中学校における現状と主な取組【義務教育課】
- (3) 公立高等学校における現状と主な取組【高校教育課】
- (4) 公立特別支援学校における現状と主な取組【特別支援教育課】
- (5) 私立学校における現状と主な取組【私学振興課】
- (6) SNS を活用した相談体制構築事業【障害福祉課・教育政策課】
- (7) 青少年を取り巻く有害情報環境対策事業【社会教育課】
- (8) 静岡県総合教育会議【総合教育課】
- (9) 静岡県いじめ調査委員会【こども家庭課】

※「令和 6 年度いじめ防止等のための主な施策」は別紙のとおり

令和6年度いじめ防止等のための主な施策



指導・支援・連携

県教育委員会	【未然防止、早期発見及び対処】 ○「静岡県人権教育の手引き」の活用 多様性の尊重に関する研修資料、教職員の人権感覚を高めるためのチェックシートを掲載 <u>○人権教育研究指定校による研究</u> 県立駿河総合高等学校にて研究。研究成果を教員研修等（令和7年度）で周知 <u>○【新規】「いじめ防止啓発強調月間」の実施</u> 毎年度4月。各学校の実状に応じた取組（校内研修など）を実施 <u>○【新規】県立学校におけるいじめの重大事態対応マニュアルの改訂</u> いじめ防止等とともに、児童生徒や保護者に寄り添った対応を周知 <u>○【新規】学校管理職に対するいじめの防止等に関する理解の促進</u> 校長会等にて、初期対応の重要性について周知 ○教員の資質向上 年次別研修、職務別研修、希望研修等で実施 ○スクールカウンセラー等活用事業 全小中学校及び義務教育学校に配置、高校は34拠点から全校に派遣可能、特別支援学校は12拠点から全校に派遣可能 ○スクールネットパトロール事業 業務委託により生徒の書き込みの監視調査、教員研修の実施 ○青少年を取り巻く有害情報環境対策事業 「親子で話そう!!わが家のスマホルール」ワークシート配布、小中学校ネット安全・安心講座、スマホルールアドバイザー養成講座など	県・県教育委員会	【関係機関等との連携】 ■静岡県いじめ問題対策連絡協議会 （令和6年12月24日（火）開催） 関係機関間の情報交換、連携の推進、及び方針や具体策等について協議 *学校、県・市町教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、弁護士、医師、心理・福祉の専門家、保護者 ■静岡県いじめ問題対策本部 （年間15回開催） 有効な対策の検討、重大事態の調査 *弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家 ■静岡県いじめ問題対策検討部会 （令和6年11月1日（金）開催） 上記協議会及び対策本部の議論を踏まえ、総合的な対策を検討、実施 *県及び県教育委員会の関係各課
県	【未然防止、早期発見及び対処】 ○人権教育研修会の開催（私学） ○各学校の相談体制の整備（私学） <u>○SNSを活用した相談体制構築事業</u> 県内の39歳以下の若者を対象に、悩みを気軽に相談できる窓口を設置 ○静岡県総合教育会議の設置 社会総がかりの教育に向けた取組を推進		

令和 6 年度

静岡県子どもいじめ防止条例に基づく
施策の実施状況

令和 7 年 6 月

静 岡 県

(b)(6)

目 次

	ページ
1 静岡県におけるいじめの防止等のための対策【教育政策課】	…… 2
2 公立小・中学校における現状と主な取組【義務教育課】	……… 9
3 公立高等学校における現状と主な取組【高校教育課】	………15
4 公立特別支援学校における現状と主な取組【特別支援教育課】	……18
5 私立学校における現状と主な取組【私学振興課】	………21
6 SNSを活用した相談体制構築事業【障害福祉課・教育政策課】	……23
7 青少年を取り巻く有害情報環境対策事業【社会教育課】	………26
8 静岡県総合教育会議【総合教育課】	………28
9 静岡県いじめ調査委員会【こども家庭課】	………30

【関係条例】

静岡県子どもいじめ防止条例	………31
---------------	-------

本冊子には、静岡県（政令市を除く）の現状と主な取組を掲載しています。なお、3ページの「4 いじめに関する実態」については、「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（文部科学省・令和6年10月31日）に基づき、全国と静岡県の比較を掲載しています。本結果には、政令市も含まれます。

1 静岡県におけるいじめの防止等のための対策

(教育政策課)

1 いじめ防止対策推進法の概要（平成25年9月施行）

- ・児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。
- ・同法に基づき、いじめの防止等に関する措置、いじめによる重大事態への対応を行う。

【いじめ防止等に関する措置】

- ・ 地方いじめ防止基本方針の策定（第12条）
- ・ いじめ問題対策連絡協議会の設置（第14条第1項、第2項）
- ・ 教育委員会の附属機関（いじめ問題対策本部）の設置（第14条第3項）
- ・ 学校における組織の設置、必要な措置の実施（第15条、第16条、第22条、第23条）
（未然防止、早期発見・早期対応、関係機関等との連携） など

【いじめによる重大事態^{*}への対応】

- ・ 教育委員会又は学校に組織を設けて調査の実施（第28条第1項）
- ・ 調査結果について知事による調査の実施（第30条第2項） など

※いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第28条第1号事案）、いじめにより児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第28条第2号事案）

2 静岡県子どもいじめ防止条例の概要（平成28年12月27日公布、施行）

上記1のいじめ防止対策推進法に基づき、社会総がかりでいじめ防止の取組を推進するために、いじめの防止に向けた基本的な考え方をはじめ、県、学校の設置者、学校及び教職員、保護者、県民等それぞれの責務等を明示

- ・ 県、学校の設置者、学校及び学校の教職員の責務（第5条、第6条、第7条）
- ・ 社会総がかりの取組の推進（第10条）
- ・ 県いじめ防止基本方針の策定（第11条）
- ・ 相談体制の整備○充実（第12条）
- ・ インターネットを通じて行われるいじめへの対策（第14条）
- ・ 重大事態等への対応（第15条）
- ・ 議会への報告（第17条） など

3 いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関

「いじめ防止対策推進法」第14条に基づく「いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例」により設置する機関

(1) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会

根拠規定	いじめ防止対策推進法第14条第1項
所掌事務	いじめの防止等に関する事項について調査審議し、これらの事項に関して、関係機関間の情報交換、連携の推進、方針や具体策等について協議する。
定員	委員20人以内
委員構成	学校（6）、県・市町教育委員会（3）、児童相談所、地方法務局、警察、弁護士、医師、心理・福祉の専門家（2）、保護者（3） 計19人
任期	2年
開催回数	年1回（定期）
条例施行日	平成26年3月28日 （いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例）

(2) 静岡県いじめ問題対策本部

根拠規定	いじめ防止対策推進法第14条第3項
所掌事務	○いじめ防止のための方策及び具体的な事案について調査、研究を実施 ○県立学校でいじめの重大事態が発生した際、必要に応じて第三者委員会を開催
定員	委員10人以内
委員構成	弁護士、精神科医、学識経験者（2）、心理・福祉の専門家（2） 計6人
任期	2年
開催回数	審議案件がある場合に限り開催
条例施行日	平成26年3月28日 （いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例）

4 いじめに関する実態

「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文部科学省・令和6年10月31日）等、文部科学省調査による。

(1) 認知件数（国公立・小・中・高・特別支援学校合計）

ア 認知件数の推移

（単位：件）

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
全国	414,378	543,933	612,496	517,163	615,351	681,948	732,568
静岡県	10,518	16,847	14,345	11,909	20,122	23,314	25,921

※静岡県には、政令市（静岡市・浜松市）を含む。

イ 静岡県と全国の比較

（単位：件）

R 5	静岡県	全国
認知件数	25,921 (23,314)	732,568 (681,948)
1,000人当たりの認知件数	70.4 (62.2)	57.9 (53.3)

※静岡県には、政令市（静岡市・浜松市）を含む。（ ）内は、前年度の数値。

(2) 重大事態の発生件数（国公立・小・中・高・特別支援学校合計）

（単位：件）

R 5	静岡県	全国
発生件数	29 (19)	1,306 (919)
1,000人当たりの発生件数	0.08 (0.05)	0.10 (0.07)

※「重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

※静岡県には、政令市（静岡市・浜松市）を含む。

5 主な取組（教育政策課）

(1) 未然防止、早期発見及び対処

取組	内容
「静岡県人権教育の手引き」を活用した人権教育の推進	・公立小中学校、県立学校、国立学校、私立学校等に配布 ・多様性の尊重に関する研修資料や学習例を掲載 ・教職員の人権感覚を高めるためのチェックシートを掲載
人権教育研究指定校による研究と成果の普及	・県立駿河総合高等学校にて「自己と他者を尊重し、主体的・協働的に行動できる生徒を育成するために」をテーマに研究 ・研究成果を令和7年度の教員研修等で周知
【新規】「いじめ防止啓発強調月間」を通じた取組の促進	・4月を強調月間とし、各学校の実状に応じた取組を実施
いじめの重大事態を防ぐ「学校対応確認リーフレット」の活用促進	・各学校において、法に基づくいじめ対応を推進するため、教員研修等を通じて活用を促進
【新規】県立学校におけるいじめの重大事態対応マニュアルの改訂と周知	・いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめ対象児童生徒やその保護者等に寄り添った対応を促すため、改訂し、周知
【新規】学校管理職に対するいじめの防止等に関する理解の促進	・校長会等において、いじめ防止対策推進法に基づく初期対応の重要性について周知
教員研修によるいじめ対応に係る資質向上	・年次別研修や職務別研修、希望研修、校内研修等を通じた教員の資質向上
なやみ相談ナビ「はなそっと」の開設	・児童生徒自身が個々に抱える悩みについて、1人1台端末等を活用して相談窓口を把握できるシステムを構築

(2) 関係機関等との連携

取組	内容
「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」の開催	・令和6年12月24日（火）開催 ・「いじめ防止等のための取組」及び「いじめ防止等に向けた家庭、地域、学校及び相談機関、関係機関の連携」について意見交換・情報交換
静岡県いじめ問題対策本部の開催	・重大事態の調査のため、15回開催
静岡県いじめ問題対策検討部会の開催	・令和6年11月1日（金）開催 ・「子どものウェルビーイングの実現に向けたSELの推進」、「学校管理職に対するいじめの防止等に関する理解の促進」、「静岡県いじめ防止啓発強調月間」における取組の推進、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携」について協議、または情報交換

6 主な取組（県・県教育委員会）

(1) 未然防止、早期発見及び対処

【教育政策課】

- 「静岡県人権教育の手引き」を活用した人権教育の推進
- 人権教育研究指定校による研究と成果の普及
- 「いじめ防止啓発強調月間」を通じた取組の促進
- いじめの重大事態を防ぐ「学校対応確認リーフレット」の活用促進
- 県立学校におけるいじめの重大事態対応マニュアルの改訂と周知
- 学校管理職に対するいじめの防止等に関する理解の促進
- 教員研修によるいじめ対応に係る資質向上
- なやみ相談ナビ「はなそっと」の開設

【義務教育課】

- 「いじめ防止のための基本的な方針」説明会の開催（市町教育委員会対象）
- 市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議の開催
- 静岡県の生徒指導研究協議会の開催（各校生徒指導主任・主事対象）
- スクールソーシャルワーカー活用事業の実施
- 「人間関係づくりプログラム」の活用推進及び改訂
- 居心地のよい学校づくり推進事業の実施（御殿場市・藤枝市）

【高校教育課】

- 生徒指導地区研究協議会の開催（生徒指導主事対象）
- 生徒指導主事研修会の開催
- スクールネットパトロール事業の実施

【特別支援教育課】

- 生徒指導連絡協議会の開催（生徒指導主事対象）

【義務教育課・高校教育課・特別支援教育課】

- スクールカウンセラー活用事業の実施
- スクールロイヤー活用事業の実施

【私学振興課】

- 県の主な取組
 - ・スクールカウンセラーの配置助成
 - ・スクールネットパトロール事業の実施
 - ・静岡県子どもいじめ防止条例啓発リーフレットの配付
 - ・市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議（義務教育課主催）の周知
 - ・生徒指導地区研究協議会（高校教育課主催）の周知
 - ・いじめが発生した場合に、学校から事実関係及び対応状況の報告を依頼

○(公社)県私学協会の主な取組

- ・人権教育研修会の開催
- ・下部組織（生徒指導専門部会、学校教育相談専門部会、生徒問題研究委員会）で研究協議を実施
- ・各学校の相談体制を整備するため、顧問弁護士と委託契約を締結

【障害福祉課・教育政策課】

○SNSを活用した相談体制構築事業

【社会教育課】

○青少年を取り巻く有害情報環境対策事業

- ・静岡県ネット安全・安心協議会の開催
- ・「親子で話そう!!わが家のスマホルール」ワークシート作成と配布
- ・小中学校ネット安全・安心講座の開催
- ・スマホルールアドバイザー養成講座の実施

【総合教育課】

○静岡県総合教育会議を設置し、社会総がかりの教育に向けた取組を推進

【こども家庭課】

○静岡県いじめ調査委員会の設置

(2) 関係機関等との連携

○「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」の開催

（「いじめの未然防止・早期発見及び対応のための取組」、「いじめ防止等に向けた家庭、地域、学校及び相談機関、関係機関の連携」について意見交換）

○静岡県いじめ問題対策本部の開催

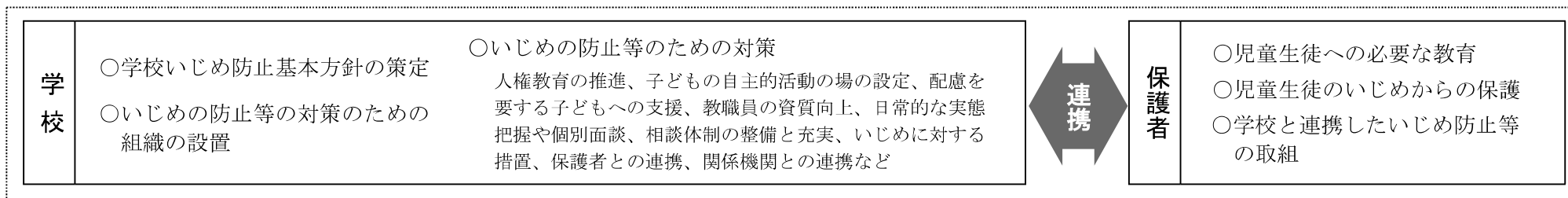
（いじめ防止対策推進法）に基づく調査）

○静岡県いじめ問題対策検討部会の開催

（いじめ防止等の対策の推進について協議）

いじめ防止等のための総合的な対策

「いじめ防止対策推進法」「静岡県子どもいじめ防止条例」「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、総合的な対策を推進



指導・支援・連携

県教育委員会	【未然防止、早期発見及び対処】 ○「静岡県人権教育の手引き」の活用 ○人権教育研究指定校による研究 ○「いじめ防止啓発強調月間」を通じた取組 ○いじめの重大事態を防ぐ「学校対応確認リーフレット」の活用 ○県立学校におけるいじめの重大事態対応マニュアルの改訂 ○学校管理職に対するいじめの防止等に関する理解の促進 ○いじめ対応に係る教員の資質向上（年次別研修等） ○なやみ相談ナビ「はなそっと」の開設 ○いじめ対応に係る説明会や会議、研修会等の開催（市町教育委員会、各学校対象） ○スクールカウンセラー等活用事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ○「人間関係づくりプログラム」の活用推進 ○居心地のよい学校づくり推進事業の実施（御殿場市・藤枝市） ○スクールネットパトロール事業の実施 ○スクールロイヤー活用事業 ○青少年を取り巻く有害情報環境対策事業	県・県教育委員会 【関係機関等との連携】 ■静岡県いじめ問題対策連絡協議会 関係機関間の情報交換、連携の推進、及び方針や具体策等について協議 *学校、県・市町教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、弁護士、医師、心理・福祉の専門家、保護者 ■静岡県いじめ問題対策本部 有効な対策の検討、重大事態の調査 *弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家
県	【未然防止、早期発見及び対処】 ○スクールカウンセラーの配置助成 ○スクールネットパトロール事業の実施 ○いじめ防止等に係る学校との連携 ○人権教育研修会の開催 ○各学校の相談体制の整備 ○SNSを活用した相談体制構築事業 ○静岡県総合教育会議を通じた取組の推進 ○静岡県いじめ調査委員会の設置	■静岡県いじめ問題対策検討部会 上記協議会及び対策本部の議論を踏まえ、総合的な対策を検討、実施 *県及び県教育委員会の関係各課

2 公立小・中学校における現状と主な取組

(義務教育課)

1 現状（指定都市を含む小学校487校173,028人、中学校260校89,636人）

(1) 年度別いじめの状況

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知件数	小学校	12,835	10,766	9,092	15,018	17,816	19,892
	中学校	3,722	3,295	2,617	4,899	5,263	5,507
	計	16,557	14,061	11,709	19,917	23,079	25,399

学年別いじめの認知件数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R4年度	3,046	3,334	3,334	3,293	2,767	2,042	2,676	1,717	870
R5年度	3,202	4,029	3,631	3,558	3,035	2,437	2,660	1,832	1,015

(2) 指導後のいじめの状況

	小学校				中学校			
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
解消している	6,080	9,842	11,607	13,072	1,687	3,128	3,301	3,326
解消率	66.9%	65.5%	65.1%	65.7%	64.5%	63.8%	62.7%	60.4%
解消に向けて取組中	3,008	5,158	6,080	6,780	918	1,767	1,941	2,166
その他	4	18	129	40	12	4	21	15

(3) いじめの態様（複数回答可）

区 分	小学校		中学校	
	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度
冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	8,714	10,847	3,106	3,494
仲間はずれ、集団による無視をされる	1,601	2,081	411	475
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる 等	5,225	5,912	700	935
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる 等	1,633	1,788	457	404
金品をたかられる	127	206	36	39
持ち物を隠される、盗まれる、壊される 等	944	1,013	273	266
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	1,273	1,686	343	338
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される 等	216	319	516	459
その他	1,251	1,710	284	403

(4) いじめ発見のきっかけ

区 分	小学校		中学校	
	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度
学級担任が発見	1,537	1,653	518	565
学級担任以外の教職員が発見	456	445	485	484
養護教諭が発見	30	35	38	47
スクールカウンセラー等の相談員が発見	13	10	20	16
アンケート調査など学校の取組により発見	8,644	10,356	1,463	1,330
本人からの訴え	3,094	3,169	1,505	1,731
本人の保護者からの訴え	2,692	2,779	777	824
他の児童生徒からの情報	897	897	331	342
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	394	467	99	136
地域の住民からの情報	17	35	8	9
学校以外の関係機関からの情報	17	34	12	17
その他	25	12	7	6

(5) 各市町のいじめ防止対策推進法への対応状況（令和6年3月31日現在）

市町いじめ防止基本方針（法第12条）		
策定済み・予定	検討中	未定・策定しない
35 (100%)	0 (0%)	0 (0%)

いじめ問題対策連絡協議会（法第14条1項）		
設置済み・予定	検討中	未定・設置しない
35 (100%)	0 (0%)	0 (0%)

教育委員会附属機関（法第14条3項）		
設置済み・予定	検討中	未定・設置しない
27 (77.1%)	8 (22.9%)	0 (0%)

首長の再調査機関（法第30条）		
設置済み・予定	検討中	未定・設置しない
21 (60.0%)	14 (40.0%)	0 (0%)

2 いじめ防止への取組

(1) 県の主な取組

名 称	対 象	内 容
「いじめ防止のための基本的な方針」説明会	市町教育委員会指導主事等	◆平成25年12月24日実施 ・文部科学省担当者による行政説明 ・静岡県いじめ防止基本方針案についての説明 ◆平成26年7月4日実施 ・文部科学省生徒指導室長による「市町がすべきこと」についての行政説明
市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議	市町教育委員会指導主事	◆令和6年4月23日、5月17日実施 ・義務教育課による「生徒指導上の諸課題と令和6年度生徒指導関連施策について」の行政説明 ◆令和6年10月25日実施 ・文部科学省初等中等教育局児童生徒課による「いじめ・自殺問題」に関する行政説明、協議、情報交換
静岡県の生徒指導研究協議会	各校生徒指導主任・主事	◆令和5年5月19日、26日実施 ・常葉大学准教授による「いじめ重大事態から考える『支える』生徒指導～常態的・先行的生徒指導（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育）、初期対応の充実～」の講義 ・分散会において、自校の「学校いじめ基本方針」を持ち寄り、校内研修の持ち方について協議した。
スクールカウンセラー等活用事業	各小・中学校等	<事業内容及び目的> 不登校やいじめ等、生徒指導上の諸問題に対応するため、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はそれに準ずる者（以下、「SC」という。）を全小・中学校及び義務教育学校に配置することにより、悩みや不安を抱える児童生徒及び保護者に対する相談体制の整備・充実に努める。 <成果と課題> 指定都市を除くすべての公立小中学校を支援することができ体制で、SCを配置している。中学校区ごとに同じSCを配置することにより、小学校で関わったSCと中学校でも関わることができるため、児童生徒や保護者にとって大きな安心感につながっている。 また、SCが定期的な連絡協議会や小中合同ケース会議等に参加することで、小中連携の推進や問題の早期発見・早期対応につながっている。今後の課題としては、特に大規模校や小学校におけるニーズの高まりが顕著であるため、予算の増額に努め、各学校への配置時数を拡充する必要がある。また、SCの人材確保及び資質向上にも努める必要がある。さらに、有事に備えるため、重大事案発生時の緊急派遣体制を整備する必要がある。 ◆令和6年4月11日、12日実施（SC等活用事業連絡協議会） ◆令和6年5月15日、7月3日実施（SCスキルアップ研修会） ・スーパーバイザーによる「静岡県のスクールカウンセラーとして」の講義

		・県公認心理師協会が推薦する講師による「学校における緊急支援」の講義、情報交換 ◆令和6年10月8日、9日実施 ・兵庫教育大学名誉教授による「ストレスマネジメント教育」及び「SCが行う心理の授業に関する講義、情報交換 ◆SCが行う校内研修の実施 <令和4年度事業> ・SCの配置校数（中学校区ごとに配置） 中学校 165校 小学校 311校 義務教育学校 1校 ・任用者 142人（SC107人、準ずる者 35人） <令和5年度事業> ・SCの配置校数（中学校区ごとに配置） 中学校 167校 小学校 303校 義務教育学校 1校 ・任用者 144人（SC120人、準ずる者 24人） <令和6年度事業> ・SCの配置校数（中学校区ごとに配置） 中学校 165校 小学校 294校 義務教育学校 3校 ・任用者 147人（SC126人、準ずる者 21人）
スクールソーシャルワーカー活用事業	各小・中学校等	<事業内容及び目的> 問題を抱えた児童生徒に対し、スクールソーシャルワーク的な視点（成育歴や家庭環境等の児童生徒を取り巻く環境を含めた児童生徒に対する包括的なアセスメントとプランニング）から、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。 <成果と課題> スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）を含めたチーム支援が進み、対象児童生徒が抱える問題とその背景を教職員が共有し、問題解決に向けた支援の役割分担を明確にすることができ、組織的な対応が進められている。 SSWの役割や業務に対する理解は広がってきているが、効果的な活用については市町により差がある。本県のビジョンを継続して周知するとともに、SSWの配置計画等、各市町の活用ビジョンをもとに、実態に応じた効果的な運用を促進する必要がある。また、人材確保と資質の向上に向けて、スキルアップ研修会やスーパーバイズ等を活用し、より充実した支援体制を整えることが必要である。 ◆4月11日・12日実施（SSW連絡協議会） ◆5月29日、7月2日、12月9日・10日実施（SSWスキルアップ研修会） ・法政大学教授による「アセスメントについて」の講義、演習

		・スーパーバイザーによる講義、演習（事例検討 等） ・教職員とSSWとのケース会議演習 <令和4年度> ・SSWの配置（指定都市を除く全33市町に配置） ・任用者49人（社会福祉士、精神保健福祉士等） <令和5年度> ・SSWの配置（指定都市を除く全33市町に配置） ・任用者53人（社会福祉士、精神保健福祉士等） <令和6年度> ・SSWの配置（指定都市を除く全33市町に配置） ・任用者51人（社会福祉士、精神保健福祉士等）
「人間関係づくりプログラム」の活用推進及び改訂	各小・中学校等	<事業内容及び目的> いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止のため、発達段階に応じてソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンター、アサーショントレーニング、ストレスマネジメント等を組み合わせた事業。測定結果を指導に活用し、児童生徒のよりよい人間関係を築くことを目的としている。今日的な課題に対応すべく改訂を令和5年度より3年をかけて改訂する。
居心地のよい学校づくり推進事業	御殿場市 藤枝市	<事業内容及び目的> 「誰一人取り残さない教育」の実現を目指し、「居場所づくり」「絆づくり」を大切にしたい不登校やいじめ等の未然防止の視点から居心地のよい学校づくりを推進する。併せて人間関係づくりプログラムを活用し、効果検証をしていく。 令和元年度より国立教育政策研究所の指定を受けて取り組んできた魅力ある学校づくり調査研究事業の理念を受け継ぎつつ、「誰一人取り残さない教育」の実現を目指す。
スクールロイヤー活用事業	各小・中学校等	・いじめ予防に関連する授業 小・中学生を対象に、法的な観点からスクールロイヤーによるいじめ未然防止のための出前講座を実施する。 ・市町教育委員会主催による生徒指導研修会への講師派遣 公立小・中学校及び義務教育学校生徒指導主事・主任等を対象に、スクールロイヤーによるいじめの法律上の取扱いや法律に基づいた対応、いじめ等の未然防止対策に関する講義等を実施する。

(2) 各学校の主な取組（指定都市を含む小学校487校、中学校260校）

ア いじめの日常的な実態把握のための取組（複数回答可）

区 分	小学校		中学校	
	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度
アンケート調査の実施	492	483	257	259
個別面談の実施	382	392	232	239
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	204	178	236	232
家庭訪問	131	116	121	117
その他	19	26	12	13

イ 学校におけるいじめの問題に対する日常的な取組（複数回答可）

区 分	小学校		中学校	
	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	485	480	254	257
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	371	398	181	197
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	468	458	245	247
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	230	263	146	164
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	436	432	241	244
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	357	372	214	217
（新規）警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員を指定した。		190		119
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	448	457	242	243
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	85	122	44	60
いじめ問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	127	158	85	93
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	308	331	210	203
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	465	463	237	237
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	492	484	258	260

3 公立高等学校における現状と主な取組

(高校教育課)

1 現状

(1) 年度別いじめの状況（県内公立高等学校 93 校 57,342 人）

年 度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
認知件数	87	72	68	33	41	101
年度中解消	78	60	55	28	37	80
継続指導中・転学、退学等	9	12	13	5	4	21
解消率（％）	89.7	83.3	80.9	84.8	90.2	79.2

(2) いじめの態様（複数回答可）

区 分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
冷やかし、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	55	50	22	31	71
仲間はずれ、集団による無視をされる	14	6	4	3	21
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる 等	12	9	5	5	13
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる 等	3	0	2	1	3
金品をたかられる	2	1	0	0	2
持ち物を隠される、盗まれる、壊される 等	6	2	1	4	5
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	3	6	1	3	4
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される 等	21	10	9	7	21
その他	2	1	0	0	4

(3) いじめ発見のきっかけ

区 分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
学級担任が発見	3	1	0	2	7
学級担任以外の教職員が発見	0	3	0	3	5
養護教諭が発見	1	1	0	1	1
スクールカウンセラー等の相談員が発見	3	0	0	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	13	31	12	12	29
本人からの訴え	34	21	12	16	39
本人の保護者からの訴え	10	5	5	3	16
他の生徒からの情報	7	5	4	4	2
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	1	1	0	0	1
地域の住民からの情報	0	0	0	0	0
学校以外の関係機関からの情報	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0

2 いじめ防止への取組

(1) 県の主な取組

名 称	対 象	内 容
生徒指導地区研究協議会	生徒指導主事	県内 10 地区ごとに年 4 回程度実施する。本年度の重点課題は次のとおり。 「生命（いのち）の安全教育の推進について」
生徒指導主事研修会	生徒指導主事	令和 6 年 7 月 4 日（木） ・「高校教育課所管事項」等の説明 ・いじめ問題理解基幹研修 報告 ・講話「少年の性犯罪・性暴力の現状と予防について」 ・グループ協議 「生命（いのち）の安全教育の推進について」
スクールネットパトロール事業	県立高等学校（全 88 校（分校等を含む。）） 県立中学校（3 校）	インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応するため、主に下記の業務を委託実施する。 ・インターネットサイト上における生徒の書込みについて監視調査を行い、不適切な書込み等の削除を依頼する。 ・教員に対して研修会等を開催し、インターネットを通じて行われるいじめ問題等への理解を深め、その資質向上を図る。
スクールロイヤー活用事業	県立学校（全 88 校（分校等を含む。））及び生徒指導主事	法律の専門家（スクールロイヤー）の活用を図り、各学校におけるいじめの予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援を行う。 ・いじめ予防に関連する出前授業（10 地区×1 校） ・生徒指導地区研究協議会での指導・助言（10 地区×上限 1 回） ・いじめ等に係る学校からの法律相談 ・定期相談（東部×5 回・中部×8 回・西部×5 回） ・派遣相談（東部×11 回・中部×10 回・西部×11 回（依頼した弁護士事務所又はオンラインで実施））

(2) 各学校の主な取組（県内公立高等学校 93 校・112 課程）

ア いじめの日常的な実態把握のための取組（複数回答可）

区 分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
アンケート調査の実施	114	115	113	114	112
個別面談の実施	97	77	75	62	75
教職員と生徒との間で日常的に行われている日記等	19	16	18	12	15
家庭訪問	15	9	11	5	7
その他	4	1	2	0	3

イ 学校におけるいじめの問題に対する日常的な取組（複数回答可）

区 分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
職員会議等を通じて、いじめの問題に関して教職員間で共通理解を図った。	94	78	80	78	93
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	25	22	20	31	40
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	32	34	36	33	34
生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。	49	44	45	40	39
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	103	94	101	93	94
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	70	65	78	71	70
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	86	75	73	79	78
P T A や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	17	9	9	12	8
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所などの地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	8	16	10	10	18
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	75	62	67	67	64
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	72	86	54	88	64
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	71	48	115	114	112

4 公立特別支援学校における現状と主な取組

(特別支援教育課)

1 現状

(1) 年度別いじめの状況（公立特別支援学校39校4,881人）

年 度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知件数	20	12	10	11	59	243
年度中解消	6	7	5	11	58	208
継続指導中・転学、退学等	14	5	5	0	1	35
解消率（％）	30.0	58.3	50.0	100	98.3	85.6

(2) いじめの態様（複数回答可）

区 分	R4年度	R5年度
冷やかし、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	25	58
仲間はずれ、集団による無視をされる	3	1
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる 等	21	77
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる 等	1	1
金品をたかられる	0	0
持ち物を隠される、盗まれる、壊される 等	5	3
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	0	3
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される 等	4	6
その他	5	98

(3) いじめ発見のきっかけ

区 分	R4年度	R5年度
学級担任が発見	4	134
学級担任以外の教職員が発見	3	1
養護教諭が発見	0	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	44	93
本人からの訴え	3	7
本人の保護者からの訴え	3	7
他の児童生徒からの情報	2	1
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	0	0
地域の住民からの情報	0	0
学校以外の関係機関からの情報	0	0
その他	0	0

2 いじめ防止への取組

(1) 県の主な取組

名 称	対 象	内 容
生徒指導連絡協議会	生徒指導主事	<事業内容及び目的> 各県立特別支援学校（本校、分校、分教室の各教場）の生徒指導主事又は生徒指導担当教諭を対象とし、各学校における生徒指導の取組等に関する情報交換をととして、各校の生徒指導体制の向上に資するとともに、生徒指導担当者としての資質を高めることを目的とする。 7月4日に第1回を開催 ・発達支持的生徒指導についての講話 ・不登校を含んだ生徒指導に関するグループワーク ・人権教育推進の取組に関するグループワーク 各校の人権教育全体計画と人権教育年間指導計画を持参し、各校の取組を共有した。 ・不適切指導及びヒヤリハット事例についての伝達 11月28日に開催予定 ・生徒指導状況調査、問題行動等調査の結果報告 ・いじめの重大自体の調査に関するガイドライン改訂について、警察等の関係機関との連携について伝達 ・生命（いのち）の安全教育に関するグループワーク ・不適切指導及びヒヤリハット事例についての伝達
心理専門員（スクールカウンセラー）活用事業	各特別支援学校	<事業内容及び目的> 重篤な問題行動や不登校等による、個別カウンセリングが有効な児童生徒や保護者の相談等に適切に対応するため、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する心理専門員（スクールカウンセラー）を各特別支援学校に配置する。 ・12人を拠点校に配置し、40教場、全てに派遣。悩みや不安を抱える児童生徒や保護者の相談等に応じ、相談体制を充実させる。 ・スクールカウンセラーが行う校内研修の実施 「事例検討」「情動調整」「アセスメント」等 ・教育相談機能向上のためスクールカウンセラー連絡協議会を開催（令和6年8月2日実施） 「校内研修」「校内連携」「相談事例」に関する協議等
スクールロイヤー活用事業	各特別支援学校	<事業内容及び目的> 法律の専門家（スクールロイヤー）の活用を図り、各学校におけるいじめの予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援を行う。

(2) 各学校の主な取組（公立特別支援学校37校）

ア いじめの日常的な実態把握のための取組（複数回答可）

区 分	R4年度	R5年度
アンケート調査の実施	35	32
個別面談の実施	20	22
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	12	12
家庭訪問	2	4
その他	2	0

イ 学校におけるいじめの問題に対する日常的な取組（複数回答可）

区 分	R4年度	R5年度
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	33	32
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	22	21
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	32	28
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	26	21
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	31	27
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	21	18
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	35	29
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	2	4
いじめ問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	7	5
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	24	20
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	31	26
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	38	39

5 私立学校における現状と主な取組

(私学振興課)

1 現状

(1) 年度別いじめの状況（児童生徒：小5校1,804人、中27校5,097人、高43校34,041人）

年 度	R4 年度			R5 年度		
学校種 【全学校数】	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
認知件数	22	45	36	24	44	56
年度中解消	22	41	34	21	27	47
継続指導中等	0	4	2	3	17	9
解消率（％）	100.0%	91.1%	94.4%	87.5%	61.4%	83.9%

(2) いじめの態様（複数回答可）

区 分	R4 年度			R5 年度		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
冷やかし、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	18	38	21	12	32	35
仲間はずれ、集団による無視をされる	2	5	2	3	8	7
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる等	8	5	4	6	4	5
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる等	0	4	3	0	6	6
金品をたかられる	0	2	3	0	0	5
持ち物を隠される、盗まれる、壊される等	0	4	1	0	5	1
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させらる	0	8	10	0	3	2
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等	0	7	4	3	2	8
その他	0	3	5	0	2	3

(3) いじめ発見のきっかけ

区 分	R4 年度			R5 年度		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
学級担任が発見	3	3	3	2	0	1
学級担任以外の教職員が発見	0	0	1	0	0	0
養護教諭が発見	0	0	1	0	0	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0	0	0	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	0	31	11	0	24	27
本人からの訴え	16	6	6	18	12	17
本人の保護者からの訴え	3	3	4	4	6	9
他の児童生徒からの情報	0	0	10	0	2	1
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	0	1	0	0	0	0
地域の住民からの情報	0	0	0	0	0	0
学校以外の関係機関からの情報	0	1	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0

2 いじめ防止への取組

(1) 県の主な取組

- ア スクールカウンセラーの配置助成（私立学校サポートスタッフ配置等事業費助成）
- イ スクールネットパトロール事業を県内私立小・中・高等学校（75校）で実施
- ウ 静岡県子どもいじめ防止条例啓発リーフレットを県内私立学校に配付
- エ 県教育委員会義務教育課主催の市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議の開催周知

- オ 県教育委員会高校教育課主催の生徒指導地区研究協議会の開催周知
 カ いじめが発生した場合に、学校から事実関係及び対応状況の報告を依頼

(2) (公社)県私学協会の主な取組

- ア 外部講師を招いた人権教育研修会の開催
 イ 次の下部組織で研究協議を実施
- ・ 生徒指導専門部会
 - ・ 学校教育相談専門部会（県教育委員会の教育相談教育研究会と連携）
 - ・ 生徒問題研究委員会
- ウ いじめ等の問題に対して、各学校の相談体制を整備するため、顧問弁護士と委託契約を締結

(3) 各私立学校の主な取組

- ア いじめの日常的な実態把握のための取組（複数回答可）

区 分	R4 年度			R5 年度		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
アンケート調査の実施	2	11	21	1	22	25
個別面談の実施	0	9	12	3	15	19
教職員と生徒との間で日常的に行われている日記等	2	10	4	3	14	6
家庭訪問	0	4	4	1	2	8
その他	0	1	0	0	3	1

- イ 学校におけるいじめの問題に対する日常的な取組（複数回答可）

区 分	R4 年度			R5 年度		
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	4	20	31	4	19	19
いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	2	6	11	3	5	11
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ指導を行った。	4	18	15	4	17	12
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	3	14	13	4	9	7
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	3	16	32	3	18	21
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	2	10	17	1	9	10
学校・警察連絡院の指定を行なった。	—	—	—	0	2	2
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し理解を得るように努めた。	4	12	21	4	15	18
PTA など地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	2	1	1	2	0	2
いじめ問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	1	3	5	1	2	3
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	3	14	20	4	14	12
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	3	9	20	2	13	15
いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を召集した。	1	9	16	2	9	12

- ウ その他

- ・ 私立全日制高校 42 校中 42 校（100.0%：令和 5 年度）がスクールカウンセラー等を配置。

6 SNSを活用した相談体制構築事業

(障害福祉課・教育政策課)

1 事業概要

いじめ等をはじめとする子どもたちの悩みが深刻化する前に気軽に相談できる窓口として、若い世代が使い慣れているSNSを活用した相談体制を健康福祉部と連携し構築している。

(1)健康福祉部と教育委員会の役割分担

健康福祉部：予算措置・執行、広報チラシ作成等、実績報告まとめ など

教育委員会：各学校への事業周知（チラシ配布等）、児童生徒に係る緊急時対応 など

(2)LINE相談の予算措置の状況

事業名	SNS悩み相談窓口事業
所管課	健康福祉部障害者支援局障害福祉課
予算	R 6：当初43,200千円 R 5：当初43,200千円 R 4：当初28,834千円 年間39,629千円 (6月補正11,000千円 2月補正▲205千円)
期間	4月～3月（通年で平日、土日祝日問わず毎日実施）
時間	R 4年7月27日まで 毎日 午後4時～午後9時 R 4年7月28日から 平日 午後2時～午後10時 土日祝日 午後2時～午後9時 ※ 物価高騰等による生活困窮者の孤立を防ぐため相談時間を拡充
対象	県内の39歳以下の若者
相談体制	公認心理師等の有資格者 【5月GW明け平日10日間】 【8月夏休み明け前後平日10日間】 【3月春休み中平日10日間】 } 3名以上（4回線）
実施形態	民間委託

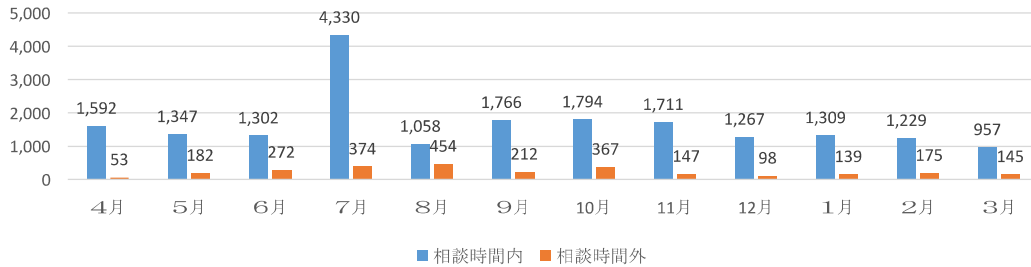
(参考) 過去の事業実績

年度	所管課	期間	受付時間内 来訪者件数	対応件数
令和6年度	教育委員会 健康福祉部	4月～3月（通年で平日、土日祝日問わず毎日実施）	19,662件	2,618件
令和5年度	教育委員会 健康福祉部	4月～3月（通年で平日、土日祝日問わず毎日実施）	9,949件	4,071件
令和4年度	教育委員会 健康福祉部	4月～3月（通年で平日、土日祝日問わず毎日実施）	9,424件	3,670件

2 令和6年度実施状況

- ・5月下旬に中高生にチラシ配布、配布直後は相談件数が急増
- ・相談を受け付けられなかった場合は、電話相談の番号を案内

◆ 月別相談件数

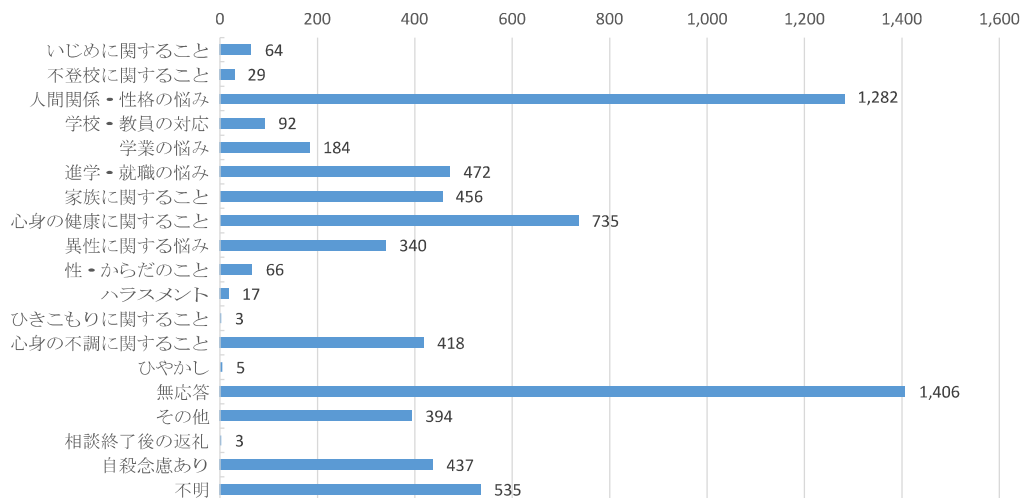


◆ 主訴別相談件数

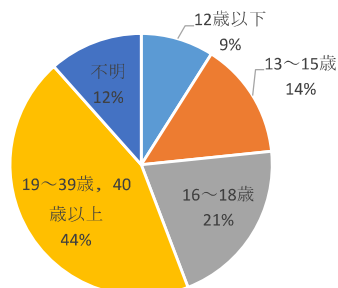
- ・「人間関係・性格の悩み」及び「心身の健康」が約3割と多い

4月	469件	5月	539件	6月	597件	7月	853件
8月	598件	9月	710件	10月	557件	11月	540件
12月	513件	1月	545件	2月	495件	3月	522件
計							6,938件

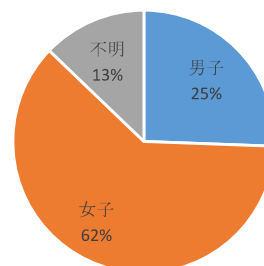
◆ 相談主訴別



◆ 年齢別



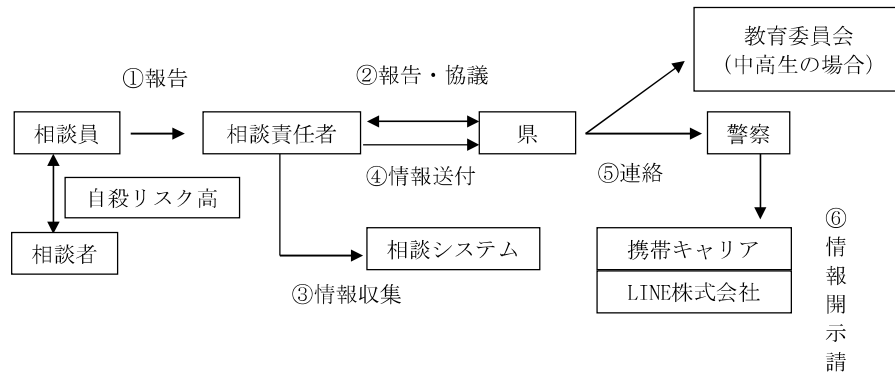
◆ 性別



3 危機介入時の体制

自殺リスクが高いと思われる相談者に対し、原則相談内容は秘匿されるが、万が一命の危険性が生じた場合、警察や学校等に連絡することがあると伝えた上で、可能な範囲で学校名や緊急時の連絡先を聞き取るなどし、危機介入時に、警察や学校等関連機関と連携しながら、相談者の身の安全を確保できるよう努めている。

個人が特定できない場合には、相談システム上で収集したLINE IDやIPアドレス等を警察に提供し、警察が携帯キャリア等へ情報開示請求を行うことで、個人を特定している。



4 今後の対応

- ・引き続き、学校に対する広報や高校生以下の児童生徒等に関する緊急事態発生時の対応等、健康福祉部と緊密に連携しながら事業を推進する。
- ・相談者の心のケアを充実する観点から、通年で平日、土日祝日問わず毎日相談を受けられる体制をとるほか、物価高騰等の影響による生活困窮者の孤立を防ぐため、令和4年7月末から拡充した相談体制を令和6年度も継続した。

7 青少年を取り巻く有害情報環境対策事業

(社会教育課)

1 静岡県の小・中・高校生のスマートフォン・携帯電話等の保有率

	小学校	中学校	高 校	備 考
スマートフォン	39.8% (39.6)	83.8% (78.2)	98.1% (99.1)	()は令和4年度
携帯電話	18.3% (17.6)	6.5% (7.6)	1.7% (1.8)	末調査結果

学校対象調査(令和5年度末実施)

2 令和6年度事業実績(予算額 811 千円 家庭教育支援情報発信事業費)

(1) 静岡県ネット安全・安心協議会

ア 期 日 5月22日(水)、9月12日(木)、2月28日(金)

イ 委 員 有識者(1人)、情報教育に詳しいNPO法人(3人)、携帯電話事業者(3人)など 計10名

(2) 「親子で話そう!!わが家のスマホルール」ワークシート作成・配布

ア 対 象 県内新小学4年生と新中学1年生の全保護者(スマホルールアドバイザーを通じて他学年の保護者へも配布)

イ 配布数 70,000部

(3) 小中学校ネット安全・安心講座

ア 対 象 県内小・中学生、保護者、教職員

イ 期 間 令和6年4月～令和7年3月

ウ 内 容 行政(教育委員会)と携帯電話事業者等が連携して、事業者の安全教室事業を活用し、県内小中学校の児童・生徒・保護者・教職員を対象に実施する。

エ 講 師 携帯電話事業者等安全教室担当、県警察

(4) スマホルールアドバイザー養成講座(アドバイザー127人登録)

ア 対 象 小中学校PTA役員など、学校と関わる地域関係者等

イ 期 間 令和6年9月～10月に養成し、その後啓発活動期間

ウ 会 場 4会場(県庁、三島市、静岡市、掛川市)

エ 内 容 「親子で話そう!!わが家のスマホルール」ワークシートなどを使い、正しく安全なネット利用方法について助言でき、家庭で話し合っルールを決めることの大切さを保護者に伝えるアドバイザーを養成する。講座修了者は、小中学校の懇談会等で保護者に伝達する。

オ 講 師 情報教育を推進するNPO法人・警察

(参考) ネット依存対策推進事業(R6)

現代的な課題であるネット依存への対策のため、教育・医療機関と連携した取組

ア 構 成 NPO法人、病院、学校、PTA関係団体、青少年施設、県関係課

イ 内 容 静岡県ネット依存度判定システム(小・中学生)、自然体験回復プログラム「つながりキャンプ」(小・中学生)、ゲーム障害・ネッ

ト依存対策ワークショップ（保護者、教職員、その他支援者）、「ニートやひきこもり、不登校等の悩みに個別に応じる合同相談会」におけるネット依存対策ブースの設置

8 静岡県総合教育会議

(総合教育課)

1 要 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、平成27年度に静岡県総合教育会議を設置し、本県における社会総がかりの教育に向けた取組を推進している。

2 会議の概要

(1) 目的 知事と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進する。

(2) 法定協議事項

ア 大綱の策定

イ 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

ウ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

※ ウは、いじめ問題に起因するものを含む規定である。

(3) 構成 知事、教育委員会（教育長及び全ての教育委員）

3 これまでの協議事項

年 度	議 題
平成27年度	○教職員及び高校生の国際化 ○社会総がかりの教育に向けた地域の人材の活用（人材バンク） ○新しい実学の奨励 ○大学、大学院の充実
平成28年度	○高等教育機関の機能強化と知的・人的資源の活用 ○徳のある人材の育成 ○個々の才能や個性を伸ばす多様な学習機会等の提供 ○地域ぐるみ、社会総がかりで取り組む教育力の向上 （→子供の貧困、いじめへの対応について協議）
平成29年度	○社会総がかりで行う「技芸を磨く実学」の奨励（子供たちが農林水産業・工業・商業等に触れる機会の創出） ○社会総がかりで行う「技芸を磨く実学」の奨励（子供たちが文化・芸術・スポーツに触れる機会の創出） ○「有徳の人」づくりに向けた就学前教育の充実

年 度	議 題
平成30年度	○「知性を高める学習」の充実（確かな学力の向上） ○「技芸を磨く実学」の奨励（スポーツ、文化芸術） ○学びを支える地域に根ざした学校づくりの推進 ○誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進 （→不登校や障害のある子等への支援体制について協議）
令和元年度	○国内外で活躍できる人材育成 （ラグビーWC 等国際イベント開催に伴う国際交流等） ○生涯にわたり学び続ける教育の充実（リカレント教育等） ○一人一人のニーズに対応した教育の充実 （特別支援教育における支援充実等）
令和2年度	○ICTを活用した教育の推進 ○誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進 （→スクールカウンセラー、スクールロイヤーの人員増などの体制強化等について協議） ○未来を切り拓く多様な人材を育む教育の推進 ○高等学校教育の在り方
令和3年度	○ICTを活用した教育の推進と新時代の教員育成 ○誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境の整備 ○誰一人取り残さない学びの保障 （→様々な困難を抱える子どもたちが等しく教育を受けられる機会の確保等について協議） ○地域(実社会)と連携した高等学校教育の在り方
令和4年度	○子どもの健やかな成長を支える教育の推進 （→困難を抱える子どもを支える環境づくりのための方策等について協議） ○生涯を通じた学びの機会の充実 ○魅力ある教育環境の整備 ○持続可能な社会を築くための教育の充実
令和5年度	○グローバル人材の育成 ○個々の能力や個性を生かす教育の推進 ○教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ○子どもの健やかな成長を支える教育の推進（小委員会最終報告）
令和6年度	○不登校対策 （→不登校の未然防止策や、不登校児童生徒の様々な居場所づくりについて協議）

※ 上記協議事項は、いずれも（２）法定協議事項のうち、イ 重点的に講ずべき施策として協議したものである。

9 静岡県いじめ調査委員会

(こども家庭課)

1 静岡県いじめ調査委員会の設置

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめによる重大事態が発生した場合に学校等が行った調査結果について、再調査を行うための知事の附属機関として、静岡県いじめ調査委員会を設置している。

2 静岡県いじめ調査委員会の概要

区 分	内 容
根拠規定	いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項
所掌事務	学校（県立学校、私立学校）等が実施した「いじめによる重大事態に係る調査」の結果について、調査審議する。
定 員	委員5人以内 特別な事項を調査審議させる必要がある場合、若干人の臨時委員を選任できる。
委員構成	法律、医療、心理、福祉又は教育の専門家 等
任 期	3年
条例施行日	平成26年4月1日（静岡県いじめ調査委員会条例）

3 重大事態の発生に係る調査の実施主体

学校の種別	（当初）調査	再調査
県立学校	県教育委員会又は学校	知事
私立学校	学校法人又は学校	知事
市町立学校	市町教育委員会	市町長

4 重大事態の発生に関する再調査実施の有無

学校の種別	法第30条第2項に基づく調査 法第31条第2項に基づく調査
県立学校	なし
私立学校	なし

○静岡県子どもいじめ防止条例

平成28年12月27日
条例第55号

静岡県子どもいじめ防止条例をここに公布する。

静岡県子どもいじめ防止条例

子どもはかけがえのない存在であり、私たちはその一人一人の個性が尊重され、尊厳が守られる環境を築いていかなければなりません。

いじめは、現代社会においてはいつでもどこでも起こり得るものであり、世代を問わず誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。しかし、いじめは、どのような理由があろうとも許されない行為です。

とりわけ、子どもがいじめによって自らの命を絶つ悲しい事件が後を絶たず、深刻かつ重大な社会問題となっています。

そこで、いじめを身近な問題と捉え、これを克服するため、明るい将来を夢見る子どもがいじめに遭うことなく健やかに成長し、安心して生活できる環境を社会総がかりで整える必要があります。また、いじめを受けた側といじめを行った側の双方に対処することの大切さを認識しながら子どものいじめ防止に社会総がかりで取り組むことにより、県民のいじめ根絶の意識が高まり、誰もが互いを尊重し、ともに支え合う共生社会の実現につながります。

このような考え方に立ち、ここに、子どものいじめ防止に関する基本理念等を明らかにし、子どものいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- (3) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、児童生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

2 児童生徒は、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするものとする。

(県の責務)

第5条 県は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定により、いじめの防止等のための対策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、及び協力するものとする。

3 県は、学校又は学校の設置者が、この条例の趣旨にのっとり、いじめの防止等のための対策を適切に実施することができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめの防止について自ら学び、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して愛情を持って接し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、及び規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、学校と連携していじめの防止等に取り組むとともに、県、国、市町、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第9条 県民は、それぞれの地域において、児童生徒を見守り、児童生徒がいじめに遭わない環境づくりに努めるものとする。

2 県民は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、県、市町、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(社会総がかりの取組の推進)

第10条 県は、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組むため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと等により、県民の理解を深め、及び県民の参加を促進するものとする。

(いじめ防止基本方針)

第11条 県は、法第12条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。

2 県は、いじめに関する状況の変化を把握し、前項の基本的な方針が当該状況の変化に適切に対応できるものであるかどうかを検証し、必要があると認めるときは、前項に規定する基本的な方針を変更するものとする。

(相談体制の充実)

第12条 県は、児童生徒、保護者等がいじめについて安心して相談をすることができ、かつ、その相談に速やかに対応できるよう、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに係る対策)

第13条 県は、インターネットを通じて行われるいじめ(以下「ネットいじめ」という。)に係る対策のため、関係機関と連携して、児童生徒がネットいじめに巻き込まれていないかどうかの監視、ネットいじめに関する事案に対処する体制の整備、インターネットの適切な利用方法の周知、ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(いじめの防止等のための組織の活用)

第14条 県は、いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例(平成26年静岡県条例第12号)第2条の静岡県いじめ問題対策連絡協議会における関係者の連携による成果並びに同条例第10条の静岡県いじめ問題対策本部における調査及び研究の成果が、学校及び学校の設置者のいじめの防止等の対策に適切に活用されるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(重大事態等への対応)

第15条 県は、重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。)が県立の学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第28条及び第30条に規定する措置等を迅速かつ適切に行うものとする。

2 県は、児童生徒又はその保護者から、関係機関が法第5章に規定する対処等を実施しない等の相談を受けた場合には、当該関係機関による措置が迅速かつ適切に実施されるよう、当該関係機関への情報提供等を行うものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第17条 知事は、毎年度、いじめの防止等のための施策の実施状況について議会へ報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(件 名)

令和 6 年度家庭教育を支援するための施策の実施状況

(社会教育課)

静岡県家庭教育支援条例第 18 条に基づき、家庭教育を支援するための施策の実施状況について、議会に報告し公表する。

1 静岡県家庭教育支援条例

家庭と社会の変化を踏まえ、家庭教育の意義を見つめ直し、家庭教育に対する各家庭の責任を改めて認識するとともに、家庭を取り巻く社会全体が家庭教育の自主性を尊重し、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ一体となって家庭教育を支援し、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を目指して平成 26 年 10 月に公布、施行されたもの。

第 18 条 知事は、家庭教育を支援するための施策の実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

2 報告の概要（教育委員会所管事業関係）

条 例	関連事業の内容
親としての学びの支援 (第 10 条)	・家庭教育ワークシート「つながるシート」等を利用した保護者対象の家庭教育講座開催を促進 ・オンラインによる企業内家庭教育講座を開催し、仕事を持つ保護者に家庭教育に関する学習機会を提供 ・児童生徒と保護者を対象に小中学校ネット安全・安心講座を実施するとともに、親子でネット利用時のルールを話し合うためのワークシートを作成、配布
親になるための学びの支援 (第 11 条)	・「多文化共生型つながるシート」開発、「お父さんの子育て手帳」改訂作業の実施 ・若い世代を含む企業内家庭教育講座を実施
家庭教育の支援活動に対する支援 (第 12 条)	・各地域へ家庭教育ワークシート「つながるシート」等の資料を提供し、保護者が参加する家庭教育講座の開催を促進 ・企業への家庭教育支援協力依頼、家庭教育講座の実施依頼
学び合い、支え合う環境の整備等 (第 13 条)	・家庭教育支援員の養成及び「つながるシート」を使った家庭教育講座開催の促進 ・市町の家庭教育支援チームの活動促進 ・働く親を支援するための企業内家庭教育講座の実施

人材養成等 (第 14 条)	・家庭教育支援員の養成、フォローアップの研修会の実施 ・スマホルールアドバイザーの養成 ・家庭教育支援行政担当者会の開催
県民の理解の増進 等 (第 16 条)	・家庭教育支援情報サイト「つながるネット」を活用した家庭教育講座の開催方法の公開や、家庭教育応援企業の紹介 ・家庭教育支援事業に関する広報活動 ・「親子で話そう!!わが家のスマホルール」ワークシートの配布

3 課題

- ・家族形態の変化や地域とのつながりの希薄化、ICTの急速な普及、グローバル化の進展など、家庭を取り巻く環境は大きく変化している。
- ・生活困窮等の困難を抱える世帯や外国にルーツを持つ家庭等は、家庭教育講座への参加が少ない傾向があるなど、支援が届きにくい家庭がある。
- ・新規の家庭教育支援員を増やすことが難しい。
- ・市町の活動規模や内容に差がある。

4 令和7年度の主な取組

(1) 家庭教育支援情報の発信

- ・ネットモラル向上推進のため、スマホルールアドバイザーを養成、小中学校安全・安心講座を促進する。
- ・スマホルールに関する乳幼児保護者向け啓発資料を作成、配布する。
- ・家庭教育支援情報サイト「つながるネット」を利用し家庭教育支援員への情報提供、家庭教育応援企業の紹介などを行う。

(2) 保護者の学習に関する教材の研究（学習方法改善委員会）

- ・多文化共生型家庭教育ワークシートを作成、多文化共生型家庭教育講座を開発
- ・「お父さんの子育て手帳」の改訂

(3) 家庭教育支援チームの活動促進

- ・福祉部局や民生委員、児童委員、スクールカウンセラー、保健師、スマホルールアドバイザー等との連携、家庭教育支援講座開催等に取り組む市町を支援する。

令和6年度
家庭教育を支援するための施策の
実施状況

令和7年6月
静岡県

目 次

令和6年度 家庭教育を支援するための施策の一覧	1
1 親としての学びの支援(第10条)	2
2 親になるための学びの支援(第11条)	4
3 家庭教育の支援活動に対する支援(第12条)	5
4 学び合い、支え合う環境の整備等(第13条)	7
5 人材養成等(第14条)	8
6 相談体制の整備・充実等(第15条)	10
7 県民の理解の増進等(第16条)	11
8 その他、家庭教育支援に係る施策	12
(参考) 静岡県家庭教育支援条例	13

この「家庭教育を支援するための施策の実施状況」は、静岡県家庭教育支援条例第18条の規定に基づくものである。

なお、施策の取りまとめに当たっては、同条例第10条から第16条に示された7つの分野に分けて整理した。

静岡県家庭教育支援条例（抄）

（年次報告）

第18条 知事は、家庭教育を支援するための施策の実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

令和6年度 家庭教育を支援するための施策の一覧(建制順)

1 親としての学びの支援(第10条)・・・P.2

	事業名等	担当課等
1-1	才徳兼備の人づくり推進事業費	総合教育課
1-2	しずおかふじさんっこ推進事業費(ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業)	こども未来課
1-3	幼児教育支援充実事業費	義務教育課
1-4	家庭教育支援事業費	社会教育課

2 親になるための学びの支援(第11条)・・・P.4

	事業名等	担当課等
2-1	思春期の健康支援対策事業費	こども家庭課
2-2	家庭教育支援事業費(再掲)	社会教育課

3 家庭教育の支援活動に対する支援(第12条)・・・P.5

	事業名等	担当課等
3-1	男女共同参画推進事業費	男女共同参画課
3-2	男女共同参画活動支援・協働事業費	男女共同参画課
3-3	家庭教育支援事業費(再掲)	社会教育課

4 学び合い、支え合う環境の整備等(第13条)・・・P.7

	事業名等	担当課等
4-1	しずおかふじさんっこ推進事業費(ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業)(再掲)	こども未来課
4-2	家庭教育支援事業費(再掲)	社会教育課

5 人材養成等(第14条)・・・P.8

	事業名等	担当課等
5-1	しずおかふじさんっこ推進事業費(子育て未来マイスター研修事業)	こども未来課
5-2	放課後児童支援員等資質向上研修事業費	こども未来課
5-3	児童相談所等活動推進費(児童健全育成事業推進費)	こども未来課
5-4	家庭教育支援事業費(再掲)	社会教育課

6 相談体制の整備・充実等(第15条)・・・P.10

	事業名等	担当課等
6-1	保育対策等促進事業費助成(利用者支援事業)	こども未来課
6-2	児童相談所等活動推進費(家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)等事業)	こども家庭課
6-3	児童相談所等活動推進費(児童相談所活動推進費)	こども家庭課
6-4	児童家庭支援センター運営費助成	こども家庭課

7 県民の理解の増進等(第16条)・・・P.11

	事業名等	担当課等
7-1	家庭教育支援事業費(再掲)	社会教育課

8 その他、家庭教育支援に係る施策・・・P.12

	事業名等	担当課等
8-1	私立幼稚園子育て支援事業費助成	私学振興課
8-2	地域子育て支援拠点事業費	こども未来課

1 親としての学びの支援(第10条)

親としての学びを支援する学習方法の開発や普及、学習内容の充実を図るための事業

1-1	事業名	才徳兼備の人づくり推進事業費				
	趣 旨	人づくり推進員による家庭や地域における子育てや人づくりへの助言等を通じて、県民自らが行う人づくりの実践活動の促進を図り、本県の人づくりを推進する。				
	実施状況	・保護者や地域住民を対象にした「人づくり地域懇談会」を年間293回実施し、23,328人が参加した。 ・人づくり推進員の資質向上と連携促進を図るため、「人づくり推進員全体研修会」を開催(参加者37人)するとともに、社会教育課が行う家庭教育支援員等を対象とした研修会である「家庭教育支援フォローアップ研修会」と合同で、「人づくり推進員地区別情報交換会」を開催(人づくり推進員参加者22人)した。 ・家庭や地域での優れた人づくり実践の紹介を中心とした「人づくりニュースレター」を作成し、県内の学校や公民館等に配布した。				
	R6最終予算額	6,174千円	部局名	スポーツ・文化観光部	課 名	総合教育課

1-2	事業名	しずおかふじさんっこ推進事業費(ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業)				
	趣 旨	県内の子育て支援情報を一元的に発信する子育て支援ポータルサイトにより、子育て家庭に有用な情報を発信することで、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進を図る。 また、市町、民間団体等が実施している多様な子育て支援の取組を発信し、子育て支援活動に取り組む者の意欲の高揚とこれらの取組への県民の参加促進を進め、県内における子育て支援活動の好循環を創出する。				
	実施状況	・子育て支援ポータルサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」の管理・運営を行った。 ・主に新着情報ページにて、子育て支援に関する県の取組を積極的に発信し、市町や民間団体等の子育て支援活動の情報などを掲載した。				
	R6最終予算額	2,938千円	部局名	健康福祉部	課 名	こども未来課

1-3	事業名	幼児教育支援充実事業費				
	趣 旨	幼児教育・保育関係者や保護者に対して、必要な支援や情報発信を行い、幼児期の教育・保育、子育ての充実を図る。				
	実施状況	・幼児期の教育への理解を図るための県民向けのリーフレットを作成し、ホームページに掲載した。 ・保護者向けに子育てに関するQ&Aや外国にルーツのある幼児の保護者向けに、日本の幼児教育の概要や園の生活に必要な情報をまとめた手引き(複数言語)をホームページに掲載した。 ・幼児教育に携わる全ての保育者を対象に希望研修を実施した。				
	R6最終予算額	7,421千円	部局名	教育委員会	課 名	義務教育課

1-4	事業名	家庭教育支援事業費				
	趣 旨	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。				
	実施状況	・家庭教育支援基礎講座を開催し、家庭教育支援員を養成するとともに、幼児教育関係者に家庭教育支援の方法について理解を図り、各地域において県が作成した家庭教育ワークシート「つながるシート」等を使った保護者が学び合う家庭教育講座の開催を促進した。(参加者36人) ・人づくり推進員との合同研修会「家庭教育支援フォローアップ研修」を総合教育課と共同で開催し、家庭教育支援員の資質の向上と各支援者同士の連携促進を図った。(参加者85人) ・学習方法改善委員会を開催し(年3回)、様々なルーツを持つ保護者も参加できる家庭教育講座の開催を支援するため、「多文化共生型つながるシート」の開発を行った。また、「お父さんの子育て手帳」の改訂作業を行った。 ・オンラインを活用した企業内家庭教育講座を開催し、仕事を持つ保護者に家庭教育に関する学習機会を提供した。(4回13社50名) ・児童生徒、保護者等を対象に小中学校ネット安全・安心講座を実施するとともに、ワークシートを70,000部作成し、保護者への啓発を行った。また、スマホルールアドバイザーを132人養成(リスト登録者:114人)し、小学校保護者会等で周知・啓発を図った。				
	R6最終予算額	2,922千円	部局名	教育委員会	課 名	社会教育課

2 親になるための学びの支援(第11条)

子どもが親になるための学びに関する学習方法の開発や普及、学習内容の充実を図るための事業

2-1	事業名	思春期の健康支援対策事業費				
	趣 旨	学校以外の場においても、性や健康に関する悩みや相談に対応するため、教育委員会やNPO法人と協働し、助産師や保健師、若者と同世代のピアカウンセラーによる相談窓口を設置する。				
	実施状況	<思春期の健康支援対策事業> ・名称 思春期健康相談室「ピアーズ ポケット」 ・設置先 沼津産業ビル1階 ・運営委託 NPO法人リプロダクティブヘルス研究会 ・相談日 水曜日 : 13時から17時 土・日曜日 : 10時から17時 (令和6年度稼働日数:151日) ・相談方法 電話、メール、来所による相談 (令和6年度実績:電話 3,298件、メール 10件、面接 20件 計 3,328件)				
	R6最終予算額	7,361千円	部局名	健康福祉部	課 名	こども家庭課

2-2	事業名	家庭教育支援事業費(再掲)				
	趣 旨	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。				
	実施状況	・学習方法改善委員会を開催し(年3回)、様々なルーツを持つ保護者も参加できる家庭教育講座の開催を支援するため、「多文化共生型つながるシート」の開発を行った。また、「お父さんの子育て手帳」の改訂作業を行った。 ・若い社員を含めた企業内家庭教育講座をオンラインを活用して実施した。(4回13社50名)				
	R6最終予算額	2,922千円	部局名	教育委員会	課 名	社会教育課

3 家庭教育の支援活動に対する支援(第12条)

関係者(市町、学校、地域住民、地域活動団体、事業者等)が取り組む家庭教育の支援に係る活動を支援する事業

3-1	事業名	男女共同参画推進事業費				
	趣 旨	第3次男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画に係る県民意識調査等の調査結果の公表や本県の施策の進捗状況の情報提供を行うことで、家庭における男女共同参画に関する教育を支援する。				
	実施状況	・「静岡県男女共同参画白書」を発行(300部)し、各市町や地域団体に提供して、現状把握、施策や活動方針決定の基礎資料とするのはもとより、県ホームページに掲載し広く県民と情報共有を図る手段として活用した。				
	R6最終予算額	88千円	部局名	くらし・環境部	課 名	男女共同参画課

3-2	事業名	男女共同参画活動支援・協働事業費				
	趣 旨	地域への男女共同参画の意識啓発を行う。				
	実施状況	・男性を対象に、固定的な性別役割分担意識の払拭を目的とした料理教室を実施した。(浜松市:47人) ・男女双方の多様な視点を踏まえた避難所運営などについて学ぶ防災学習会を実施した。(袋井市:175人) ・固定的な性別役割分担意識の払拭と男女共同参画に対する意識向上のため、講演会を実施した。(静岡市:90人) ・女性が防災力を身につけ、主体的に地域の防災活動に参画していくための防災出前講座を実施した。(磐田市:100人) ・親子を対象に、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度向上に向け、講演会を実施した。(富士市:181人)				
	R6最終予算額	11,100千円	部局名	くらし・環境部	課 名	男女共同参画課

3-3	事業名	家庭教育支援事業費(再掲)				
	趣 旨	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。				
	実施状況	・家庭教育支援基礎講座を開催し、家庭教育支援員を養成するとともに、幼児教育関係者に家庭教育支援の方法について理解を図り、各地域において県が作成した家庭教育ワークシート「つながるシート」等を使った保護者が学び合う家庭教育講座の開催を促進した。(参加者36人) ・人づくり推進員との合同研修会「家庭教育支援フォローアップ研修」を総合教育課と共同で開催し、家庭教育支援員の資質の向上と各支援者同士の連携促進を図った。(参加者85人) ・市町の家庭教育支援行政担当者会(参加者27市町35人)や要望に応じた相談・助言・情報提供を行い、家庭教育支援チームによる、地域の特性に応じた家庭教育支援活動を促進した。 ・働く親を支援するため、企業内家庭教育講座を実施した。(4回13社50名)また、家庭教育支援推進企業2社を表彰した。				
	R6最終予算額	2,922千円	部局名	教育委員会	課 名	社会教育課

4 学び合い、支え合う環境の整備等(第13条)

多様な世代の県民が参加できるように配慮したうえで、保護者が家庭教育について学び合い、支え合う環境の整備を図る事業

4-1	事業名	しずおかふじさんっこ推進事業費(ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業)(再掲)				
	趣 旨	県内の子育て支援情報を一元的に発信する子育て支援ポータルサイトにより、子育て家庭に有用な情報を発信することで、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進を図る。 また、市町、民間団体等が実施している多様な子育て支援の取組を発信し、子育て支援活動に取り組む者の意欲の高揚とこれらの取組への県民の参加促進を進め、県内における子育て支援活動の好循環を創出する。				
	実施状況	・子育て支援ポータルサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」の管理・運営を行った。 ・主に新着情報ページにて、子育て支援に関する県の取組を積極的に発信し、市町や民間団体等の子育て支援活動の情報などを掲載した。				
	R6最終予算額	2,938千円	部局名	健康福祉部	課 名	こども未来課

4-2	事業名	家庭教育支援事業費(再掲)				
	趣 旨	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。				
	実施状況	・家庭教育支援基礎講座を開催し、家庭教育支援員を養成するとともに、幼児教育関係者に家庭教育支援方法について理解を図り、各地域において県が作成した家庭教育ワークシート「つながるシート」等を使った保護者が学び合う家庭教育講座の開催を促進した。(参加者36人) ・人づくり推進員との合同研修会「家庭教育支援フォローアップ研修」を総合教育課と共同で開催し、家庭教育支援員の資質の向上と各支援者同士の連携促進を図った。(参加者85人) ・市町の家庭教育支援行政担当者会(参加者27市町35人)や要望に応じた相談・助言・情報提供を行い、家庭教育支援チームによる、地域の特性に応じた家庭教育支援活動を促進した。 ・働く親を支援するため、企業内家庭教育講座を実施した。(4回13社50名)また、家庭教育支援推進企業2社を表彰した。				
	R6最終予算額	2,922千円	部局名	教育委員会	課 名	社会教育課

5 人材養成等(第14条)

家庭教育支援の支援を行う人材の養成、資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者のネットワークを構築し、広める事業

5-1	事業名	しずおかふじさんっこ推進事業費(子育て未来マイスター研修事業)				
	趣 旨	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩み等を相談できる「地域子育て支援拠点」で働く職員の質の向上を図る。				
	実施状況	・子育て未来マイスター研修を開催、研修を修了した62人を新たに子育て未来マイスターに認定した。 ・子育て未来マイスターを含む地域の子育て支援に従事する職員を対象に、専門性や資質の向上及び地域の子育て支援に理解を深め、事業及び施設間の連携を図ることを目的とした「子育て支援関係職員向け研修」を実施した。				
	R6最終予算額	732千円	部局名	健康福祉部	課 名	こども未来課

5-2	事業名	放課後児童支援員等資質向上研修事業費				
	趣 旨	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)従事者の資質を向上するための研修を実施することにより、子どもが放課後を安心して生活できる場の整備を促進する。				
	実施状況	＜放課後児童支援員認定資格研修＞ ・放課後児童クラブにおいて、放課後児童支援員として従事するために必要な認定資格研修を実施した。職務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得と、それを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を深めた。 ・県内3会場(東部、中部、西部)で実施した。(修了者457人) ＜放課後児童支援員等資質向上研修＞ ・聴講研修を県内3会場(東部、中部、西部)で実施した。(県内全クラブ対象、参加者317人) ・発達障害等が疑われる子への対応について、課題を抱える放課後児童クラブに専門的知識を有するアドバイザーを派遣し、具体的な指導・助言を行う実地研修を実施した。(県内27クラブ対象、参加者340人)				
	R6最終予算額	6,688千円	部局名	健康福祉部	課 名	こども未来課

5-3	事業名	児童相談所等活動推進費(児童健全育成事業推進費)				
	趣 旨	児童館長及び児童厚生員の専門性や資質の向上並びに地域の子育て支援に理解を深め、事業及び施設間の連携を図る。				
	実施状況	・児童館長及び児童厚生員を含む地域の子育て支援に従事する職員を対象に、「子育て支援関係職員向け研修」を実施した。(児童厚生員等参加者 延べ37人)				
	R6最終予算額	265千円	部局名	健康福祉部	課 名	こども未来課

5-4	事業名	家庭教育支援事業費(再掲)				
	趣 旨	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。				
	実施状況	・家庭教育支援基礎講座を開催し、家庭教育支援員を養成するとともに、幼児教育関係者に家庭教育支援方法について理解を図り、各地域において県が作成した家庭教育ワークシート「つながるシート」等を使った保護者が学び合う家庭教育講座の開催を促進した。(参加者36人) ・人づくり推進員との合同研修会「家庭教育支援フォローアップ研修」を総合教育課と共同で開催し、家庭教育支援員の資質の向上と各支援者同士の連携促進を図った。(参加者85人) ・スマホルールアドバイザーを132人養成(リスト登録者:114人)し、小学校保護者会等で周知・啓発を図った。 ・市町の家庭教育支援行政担当者会を開催し、事例発表や情報交換を行うことにより、取組の促進を図った。(参加者27市町35人)				
	R6最終予算額	2,922千円	部局名	教育委員会	課 名	社会教育課

6 相談体制の整備・充実等(第15条)

家庭教育、子育てに悩む人たちのために、相談体制を充実させ、相談窓口の情報等を広く知らせる事業

6-1	事業名	保育対策等促進事業費助成(利用者支援事業)				
	趣 旨	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する。				
	実施状況	利用者支援事業を行う市町に対し、補助金の交付を行った。 ・主に地域にある子育て支援センター等において、子育て支援全般に係る相談に応じるほか、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源を開発した。(基本型)(14市町33か所) ・主に市町窓口において子育て家庭のニーズと施設の利用を適切に結びつけ利用調整を実施した。(特定型)(7市町9か所)				
	R6最終予算額	110,256千円	部局名	健康福祉部	課 名	こども未来課

6-2	事業名	児童相談所等活動推進費(家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)等事業)				
	趣 旨	子どもや保護者等からの電話による相談に対し、専門的な指導助言を行うとともに、家庭支援推進に必要な関係機関との連絡調整等を行うなど、総合的な相談支援体制の確立を図る。				
	実施状況	・中央児童相談所に電話相談キーステーションを設置し、県全域の子どもや保護者等からの様々な家庭での悩み等について、電話相談員による相談援助を実施した。				
	R6最終予算額	17,120千円	部局名	健康福祉部	課 名	こども家庭課

6-3	事業名	児童相談所等活動推進費(児童相談所活動推進費)				
	趣 旨	県が設置する5か所の児童相談所において、児童の福祉に関する各種相談援助活動を実施する。				
	実施状況	・賀茂・東部・富士・中央・西部の5児童相談所において、児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識・技術が必要なものについて対応した。 ・被虐待児の安全確保を第一に、関係機関と連携して一時保護や施設入所・里親委託等の措置を行うほか、一義的に相談対応する市町への支援等を実施した。				
	R6最終予算額	20,584千円	部局名	健康福祉部	課 名	こども家庭課

6-4	事業名	児童家庭支援センター運営費助成				
	趣 旨	地域における相談機関として、児童相談所や市町と連携しながら、子どもや保護者等に対する地域に密着したきめ細やかな相談援助を行う児童家庭支援センターの運営費を助成する。				
	実施状況	・県所管の3か所(三島市、富士市、焼津市)の児童家庭支援センターの運営費を助成した。 ・3か所のセンターで相談対応を実施した。				
	R6最終予算額	55,600千円	部局名	健康福祉部	課 名	こども家庭課

7 県民の理解の増進等(第16条)

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析、提供を行うための事業

7-1	事業名	家庭教育支援事業費(再掲)				
	趣 旨	全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなる家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。				
	実施状況	・「つながるネット」を通じて、「つながるシート」やZoomを使った交流会型家庭教育講座の開催方法の公開、家庭教育応援企業の紹介など、家庭教育支援に関する情報を提供した。 ・「親子で話そう！わが家のスマホルール」ワークシートを70,000部作成し、保護者への啓発を行った。 ・県民の家庭教育に関する意識を調査するため、県政インターネットモニターアンケートを行い、学習方法改善委員会及び家庭教育支援員養成講座の資料として活用した。				
	R6最終予算額	2,922千円	部局名	教育委員会	課 名	社会教育課

8 その他、家庭教育支援に係る施策

8-1	事業名	私立幼稚園子育て支援事業費助成				
	趣 旨	私立幼稚園が実施する子育て支援事業に対して助成し、地域における子育て支援機能を強化する。				
	実施状況	・子育て支援推進事業(園庭開放等)については9園、預かり保育事業については17園に助成した。 ・(公社)静岡県私立幼稚園振興協会が行う子育て相談、情報提供事業及び臨床心理士によるカウンセリング事業に対し助成した。(幼児教育センター事業)				
	R6最終予算額	45,000千円	部局名	スポーツ・文化観光部	課 名	私学振興課

8-2	事業名	地域子育て支援拠点事業費				
	趣 旨	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談、支援の実施、地域の子育て関連情報の提供等を実施する。				
	実施状況	・事業を行った34市町に対して交付金の交付を行った。				
	R6最終予算額	665,656千円	部局名	健康福祉部	課 名	こども未来課

(参考)

○静岡県家庭教育支援条例

平成 26 年 10 月 28 日

条例第 80 号

静岡県家庭教育支援条例をここに公布する。

静岡県家庭教育支援条例

家庭は、子どもの心のよりどころとなる場所であるとともに、全ての教育の出発点であります。

家庭教育は、教育の原点であり、保護者と子どもの愛情によるきずなのもとに、家庭での団らんや共同体験を通じて行われてきました。特に乳幼児期から思春期にかけての家庭教育は、社会との関わり方や人生観など、人間形成に大きな影響を与えることから、保護者の役割は極めて重要であると言えます。

東西に広い静岡県では、それぞれの地域で特徴のある伝統・文化・習慣を後世に伝えながら、子どもの育ちを家庭と地域社会等が一体となって支えてきました。

しかしながら近年では、家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、子育ての不安を抱える親や孤立化する親、社会性や自立心の形成に課題のある子どもなど、様々な問題を抱える家庭が増えています。

本県は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「有徳の人」の育成に向けて、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心を身に付けられるよう、保護者はもとより社会全体で家庭教育の充実に取り組んできましたが、こうした家庭と社会の変化を踏まえ、より一層の支援をしていくことが求められています。私たちは家庭教育の意義を見つめ直し、家庭教育に対する各家庭の責任を改めて認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政等社会全体が、家庭教育の自主性を尊重し、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、一体となって家庭教育を支援する必要があります。

ここに、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、家庭教育が子どもの健全な成長に果たす役割の重要性に鑑み、本県の家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、もって子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「家庭教育」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。)が子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね 18 歳以下の者をいう。

- 3 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。
- 4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 10 条に規定する社会教育関係団体、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な活動を行うものをいう。

(一部改正〔平成 27 年条例 26 号〕)

(基本理念)

第 3 条 家庭教育への支援は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各々の役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び市町、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第 1 項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、様々な家庭状況に配慮するものとする。

(市町への支援)

第 5 条 県は、市町が家庭教育を支援するための施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(保護者の責任と役割)

第 6 条 保護者は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 10 条第 1 項の規定の趣旨にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有することを自覚しなければならない。

- 2 保護者は、子どもに愛情をもって接し、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るように努めるとともに、自らも成長していくよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第 7 条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることにより、家庭教育の支援に努めるものとする。

- 2 学校等は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第 8 条 地域住民は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるとともに、保護者が家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、家庭教育を支援するための取組を行うよう努めるものとする。

3 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 9 条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、従業員の仕事と家庭生活との両立が図られるよう必要な就業環境の整備等に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(親としての学びの支援)

第 10 条 県は、親としての学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育に関する知識、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援する学習方法の開発及びその普及並びに学習内容の充実を図るものとする。

2 県は、市町、地域活動団体その他の関係者が、親としての学びを支援する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(親になるための学びの支援)

第 11 条 県は、親になるための学び(将来親になるために必要となる保護者の役割、子育ての意義等について学ぶことをいう。次項において同じ。)に関する学習方法の開発及びその普及並びに学習内容の充実を図るものとする。

2 県は、学校等、地域活動団体その他の関係者が、親になるための学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(家庭教育の支援活動に対する支援)

第 12 条 県は、家庭教育の支援を行う関係者が取り組む家庭教育の支援に係る活動を支援するものとする。

(学び合い、支え合う環境の整備等)

第 13 条 県は、保護者が家庭教育について学び合い、支え合う環境の整備を図るものとする。

2 県は、前項に規定する環境の整備に当たっては、子育て経験のある県民等多様な世代の県民の参加が図られるよう配慮するものとする。

(人材養成等)

第 14 条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者のネットワークを構築し、それを広めるものとする。

(相談体制の整備・充実等)

第 15 条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を行うものとする。

(県民の理解の増進等)

第 16 条 県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育における保護者の果たす役割及び社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深めるよう必要な施策を行うものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 18 条 知事は、家庭教育を支援するための施策の実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 26 号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。